

資料4

北の大地☆子ども未来づくり北海道計画

(第四期子ども未来づくり計画)

令和2年度～令和6年度

原 案

目次

第1 計画の基本事項	- 1 -
1 計画策定の趣旨	- 1 -
2 計画のめざす姿	- 1 -
3 計画の位置づけ	- 2 -
4 他計画との関連	- 2 -
5 計画の期間	- 2 -
第2 少子化や子育て環境の現状	- 4 -
1 少子化の現状や要因	- 4 -
(1) 少子化の現状	- 4 -
(2) 少子化の要因	- 6 -
2 ひとり親家庭の状況	- 11 -
3 社会的養護の状況	- 12 -
4 児童虐待相談対応件数の状況	- 13 -
5 道民の意識とニーズ	- 14 -
第3 これまでの計画に基づく取組と評価	- 20 -
1 取組全体の評価	- 20 -
2 目標設定項目の推進状況	- 21 -
3 各ステージごとの評価	- 23 -
(1) 結婚のステージ	- 23 -
(2) 妊娠・出産のステージ	- 24 -

(3) 子育てのステージ	- 26 -
(4) 子育ち・自立のステージ	- 36 -
(5) 地域の環境づくりのステージ	- 42 -
第4 第四期計画策定の考え方	- 46 -
1 現状や評価を踏まえた今後の対応	- 46 -
2 計画の基本目標	- 47 -
3 目標達成に向けた重点的な視点	- 51 -
第5 計画推進のための取組と指標の設定	- 56 -
1 第四期計画の施策目標と取組	- 56 -
2 第四期計画における目標設定項目	- 58 -
3 各ステージの取組	- 61 -
(1) 子どもや子育てをみんなで応援するステージ	- 61 -
■社会全体による取組の推進	- 61 -
■若者への就業支援	- 64 -
■結婚を望む方への支援	- 64 -
■生活環境の整備	- 65 -
■就業環境の改善	- 67 -
■男女平等参画の推進	- 68 -
■市町村等関係機関との連携や取組への支援	- 69 -
■国の施策に関する提案	- 69 -
(2) 妊娠や出産を支援するステージ	- 71 -
■妊娠・出産に関する支援体制の整備	- 71 -
■周産期医療体制の整備	- 72 -
■不妊・不育治療等への支援	- 73 -

(3) 子育てを支援するステージ	- 74 -
■待機児童の解消等.....	- 74 -
■幼児教育・保育の充実.....	- 76 -
■放課後児童の健全育成.....	- 78 -
■地域における子育て支援体制等の充実.....	- 78 -
■ひとり親家庭等への支援の充実.....	- 79 -
■社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充.....	- 81 -
■障がい等のある子どもへの支援等の充実.....	- 84 -
■乳児及び幼児等の健康の確保.....	- 85 -
■子育て世帯の経済的な負担の軽減.....	- 86 -
■総合的な児童虐待防止対策の推進.....	- 87 -
(4) 子育ちや自立を支援するステージ	- 90 -
■子どもの権利及び利益の尊重.....	- 90 -
■社会的養育を必要とする子どもへの支援の充実.....	- 91 -
■子どもの健全育成等の促進.....	- 91 -
■教育環境の整備.....	- 93 -
第6 計画の推進	- 96 -
1 計画の推進体制	- 96 -
2 計画の点検評価	- 96 -

第1 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

北海道では、平成16年10月に、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指すことを目標とした「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」（以下「条例」という。）を全国に先駆けて制定し、平成17年度から3期15年にわたり、少子化対策に取り組んできました。

しかし、合計特殊出生率は全国平均を下回り、未婚化・晚婚化や核家族化の進行などにより、全国を上回るスピードで少子化が進行しており、その流れを変えるまでには至っていません。

また、全国的に見ても、出生数が平成28年に初めて100万人を割り込むなど、少子化が進行する中、国は平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、幼児教育や高等教育の無償化、待機児童の解消など、子育て世帯や子どもたちに、大胆に政策資源を投入することとしています。

こうした、国の動向や本道における少子化の状況、第三期計画の評価結果を踏まえ、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、第四期計画を策定し、今後5年間の少子化対策の具体的な施策や目標などを定めることとします。

2 計画のめざす姿

本道の将来を担う子どもが、広い大地と豊かな自然の中で、のびのびと心豊かに成長することは、道民全ての願いであります。少子化が進行するなかで、結婚、出産、子育てに対する不安や障壁を取り除き、これまでの計画と同様、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、「安心して子どもを生み育てることができる環境」、「子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくりを進めています。

このため、現状の少子化の流れを変え、子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現に向けて、条例で定める11の基本的施策に基づき、向こう5年間の少子化対策に関する施策目標を定め、ライフ・ステージごとに切れ目のない支援を総合的かつ計画的に実施します。

3 計画の位置づけ

本計画は「北海道総合計画」の特定分野別計画、条例第7条に基づく実施計画として策定し、関連する次の5つの計画の内容を盛り込みます。

No	計画名	根拠（法・通知）
1	都道府県行動計画	次世代育成支援対策推進法第9条
2	母子保健計画	母子保健について（平成26年6月17日付雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
3	子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第62条
4	母子家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条
5	都道府県社会的養育推進計画	都道府県社会的養育推進計画の策定について（平成30年7月6日付子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）

4 他計画との関連

「北海道子どもの貧困対策推進計画」と調和させるとともに、幼児教育や義務教育、高校教育などの教育分野や人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用など関連する計画と整合性を保ち、連携して施策を展開します。

5 計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

【北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例】

前文

少子化の進行に対し、子育てなどの不安を取り除き、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境づくりは本道の重要な課題であり、社会全体で総合的に出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指し、子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道を実現するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

目的(第1条)

この条例は、社会全体で少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、少子化対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに道及び事業者の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資することを目的とする。

定義(第2条)

この条例において「少子化対策」とは、目的達成に向けて行うすべての取組をいう。

少子化対策の基本理念目的(第3条)

- | | |
|-----------------|--------------|
| ①子どもの権利及び利益の尊重 | ④総合的な施策の推進 |
| ②すべての子どもと家庭への支援 | ⑤地域特性を踏まえた取組 |
| ③社会全体による相互連携 | ⑥個人の価値観の尊重 |

責務及び役割(第4～6条)

- | | | |
|--|--|---|
| ①道の責務
○少子化対策の総合的かつ計画的な推進
○国、市町村、事業者、関係団体等との密接な連携 | ②事業者の責務
○家庭と仕事の両立を図る雇用環境の整備
○道の少子化対策への協力 | ③道民の役割
○安心して子どもを生み育てる社会の実現に关心と理解を深めること
○道の少子化対策への協力 |
|--|--|---|

少子化対策の推進に関する基本的施策(第8～21条)

- ①社会全体による取組の促進（少子化対策の意義、目的等の理解の促進、相互連携の体制整備等）
- ②子どもの権利及び利益の尊重（子どもの権利尊重の普及啓発、子どもの意見等の社会反映等）
- ③地域における子育て支援体制等の充実（相談体制、地域活動等子育て支援体制の充実、ひとり親、養育に恵まれない子ども、障害のある子どもなどへの相談体制の整備等）
- ④保育サービス等の充実（特別保育事業、地域の相互援助活動、放課後児童健全育成事業の充実等、保育所と幼稚園の連携、保育士等の資質向上の促進等）
- ⑤雇用環境等の整備（育児休業制度等各種制度の普及、家庭との均衡のとれた働き方の普及、若年者の就業支援等）
- ⑥母子保健医療体制等の充実（母子保健医療サービス、周産期医療等の提供体制の整備等）
- ⑦児童健全育成の促進（児童館の活動促進、文化環境の整備、食育の推進、性や喫煙等の正しい知識の普及）
- ⑧児童虐待防止対策の充実（未然防止、早期発見、被虐待児童の保護・支援体制の整備等）
- ⑨教育環境の整備（次代の親づくり、家庭教育支援、いじめや不登校への対応等）
- ⑩生活環境の整備（子育て家庭に配慮した住環境の整備、安全・安心なまちづくり等）
- ⑪経済的負担の軽減（乳幼児並びに母子家庭及び父子家庭の医療に係る措置等）
 - 推進体制の整備（庁内推進体制の整備について規定）
 - 財政上の措置（少子化対策の推進に関する道の財政上の措置（努力）を規定）
 - 公表（少子化対策の推進状況等の公表）

実施計画(第7条)

- 少子化対策の目標及び内容等の明記
- 策定期の道民及び審議会意見の聴取反映
- 策定期の公表

北海道子どもの未来づくり審議会(第22～29条)

- 知事の諮問に応じ、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議
- 少子化対策の推進に関し必要と認める事項の知事への建議

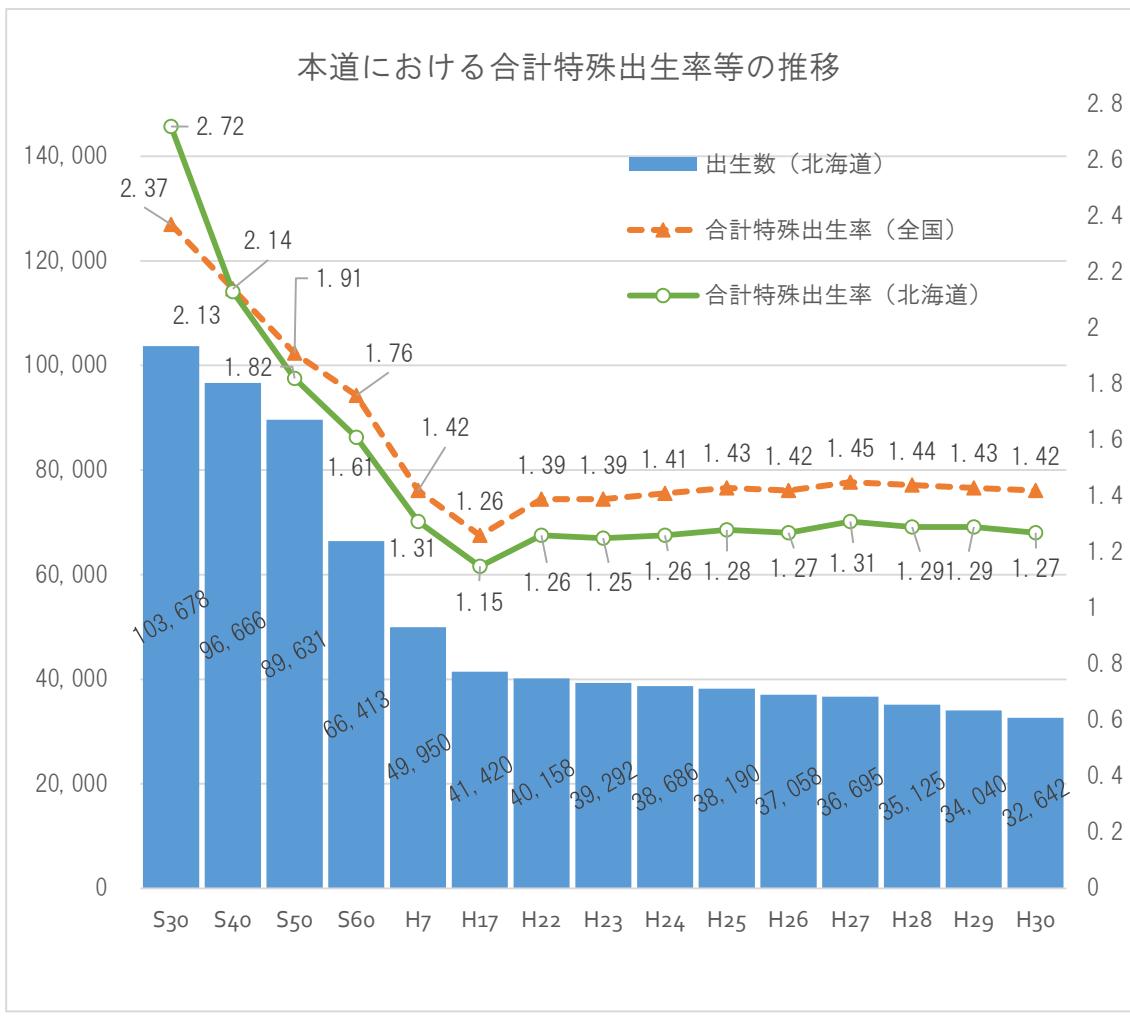
第2 少子化や子育て環境の現状

1 少子化の現状や要因

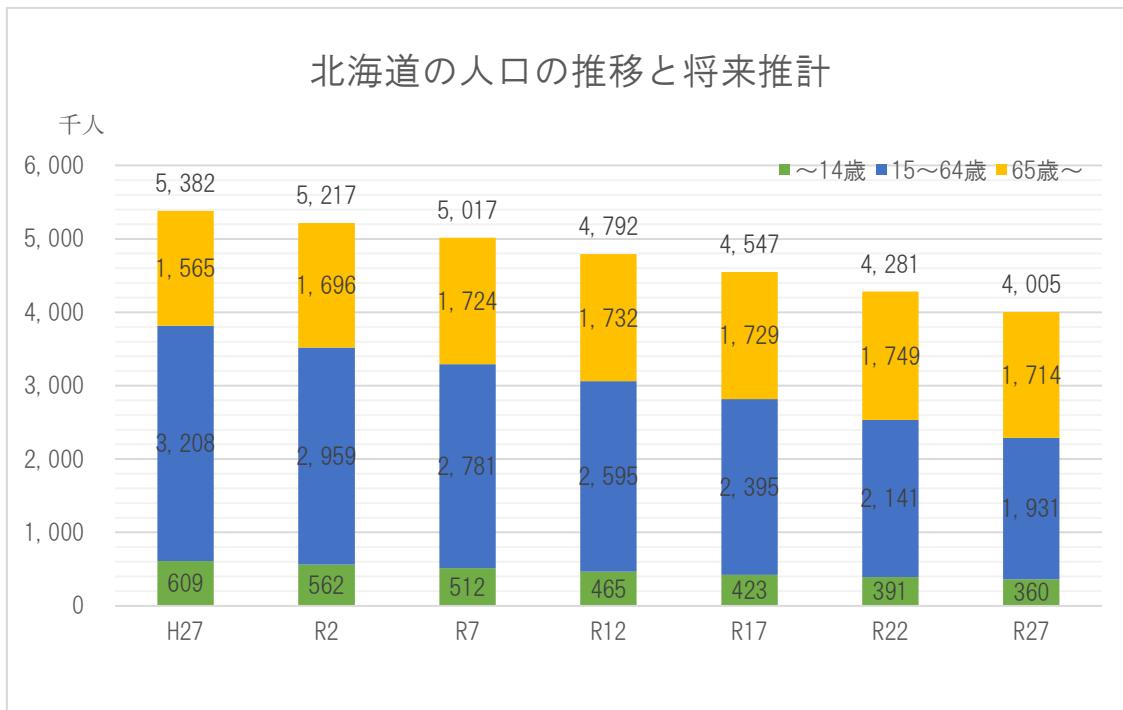
(1) 少子化の現状

本道の出生数は、昭和31年以降、年間10万人を下回り、一時的に回復した年はあるものの、減少の一途をたどり、平成30年には約3万2千人となっています。

また、合計特殊出生率は昭和39年に初めて全国平均2.05を下回る2.04となり、平成17年には1.15（全国平均1.26）まで減少し、その後、平成20年台には1.2代まで上昇しましたが、平成30年では依然として1.27（全国平均1.42）と東京に次いで全国で2番目に低い状況となっています。



国立社会保障・人口問題研究所が発表した平成 30 年 3 月の推計によると、このまま少子化が進行した場合、北海道の人口は令和 27 年には 400 万 5 千人まで減少することが予測されています。



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

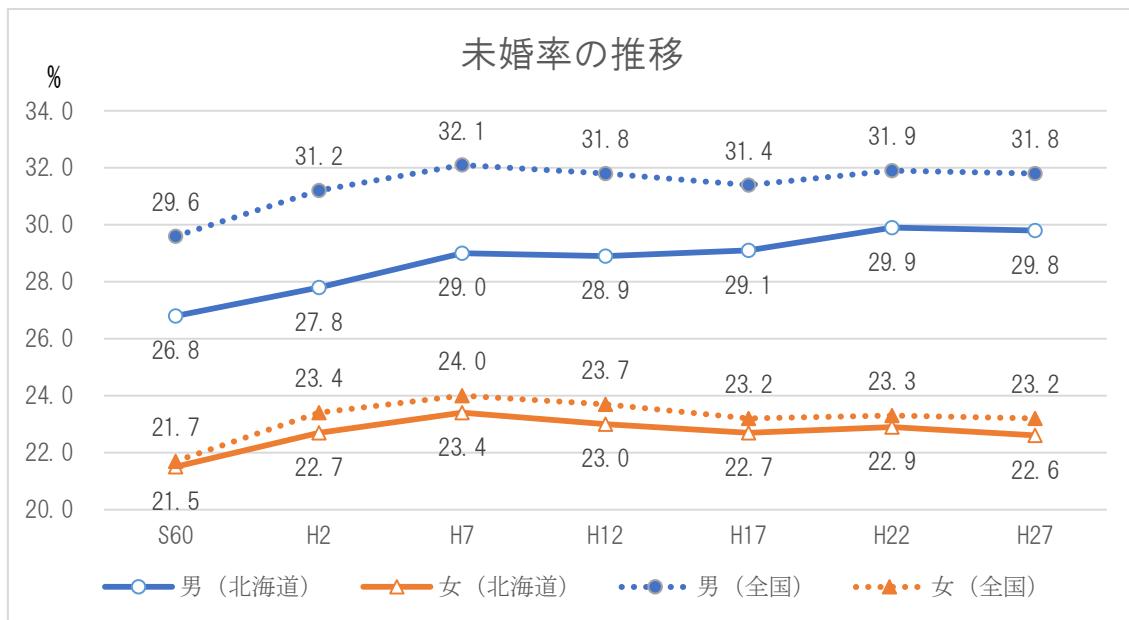
(2) 少子化の要因

少子化の要因は、未婚化・晚婚化・晚産化のほか、本道では全国と比較して、核家族化が進んでいることや、若年者の失業率が高いことなども影響し、これらの要因や背景が複雑に絡み合って、全国を上回るスピードで少子化が進行しているものと考えられます。

①未婚化

全国の未婚率（15歳以上に占める未婚者の割合）は、直近の平成27年と平成22年を比べると、男性・女性ともに0.1ポイント減少しています。

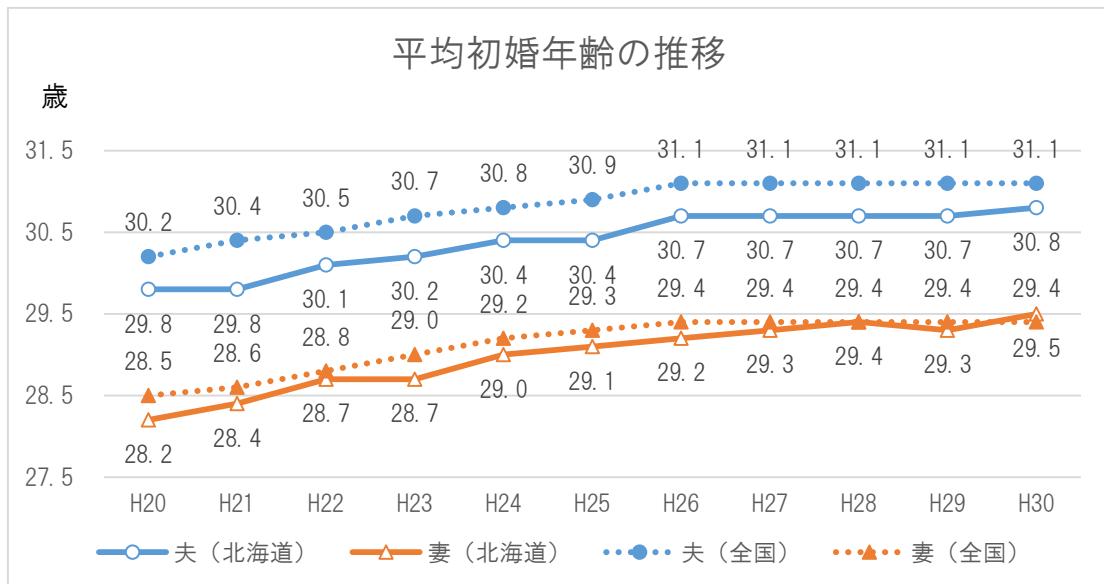
また、本道も全国と同様、男性で0.1、女性で0.3ポイント減少し、平成27年は、全国に比べ、男性で2.0、女性で0.6ポイント低くなっていますが、依然として大きな推移の変化は見られません。



総務省「国勢調査」

②晩婚化

全国の女性の平均初婚年齢は、平成 22 年の 28.8 歳に比べ、平成 30 年では 29.4 歳と 0.6 歳上昇しています。本道も同様の傾向があり、男性で 0.7 歳、女性で 0.8 歳上昇しています。

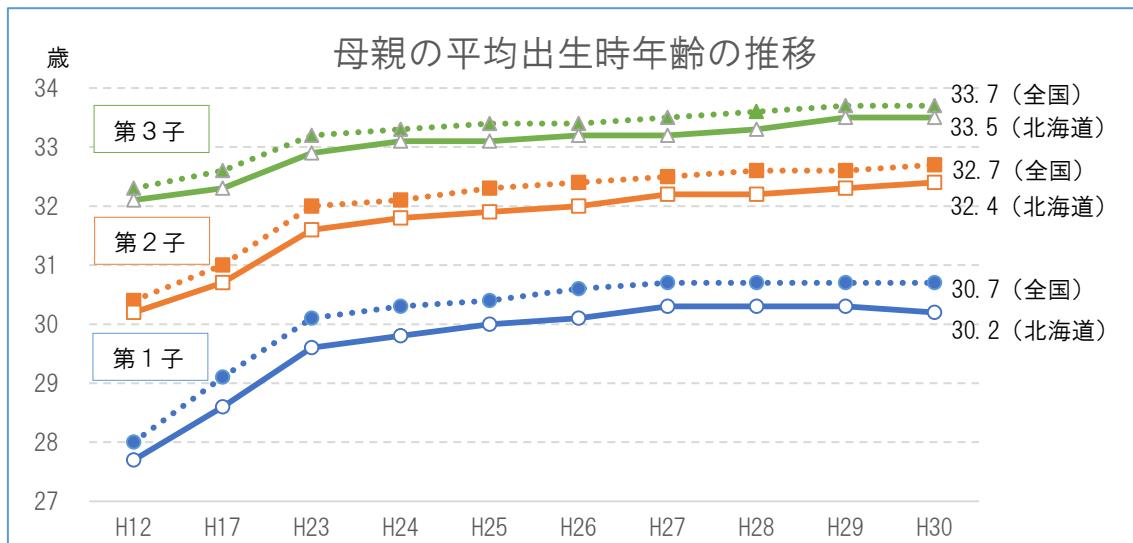


厚生労働省「人口動態統計」

③晩産化

本道の第 1 子出生時の母親の平均年齢は、平成 25 年に 30 歳代になって以降、徐々に上昇し、平成 30 年で 30.2 歳となっています。

また、第 2 子、第 3 子出生時の年齢も上昇傾向にあります。

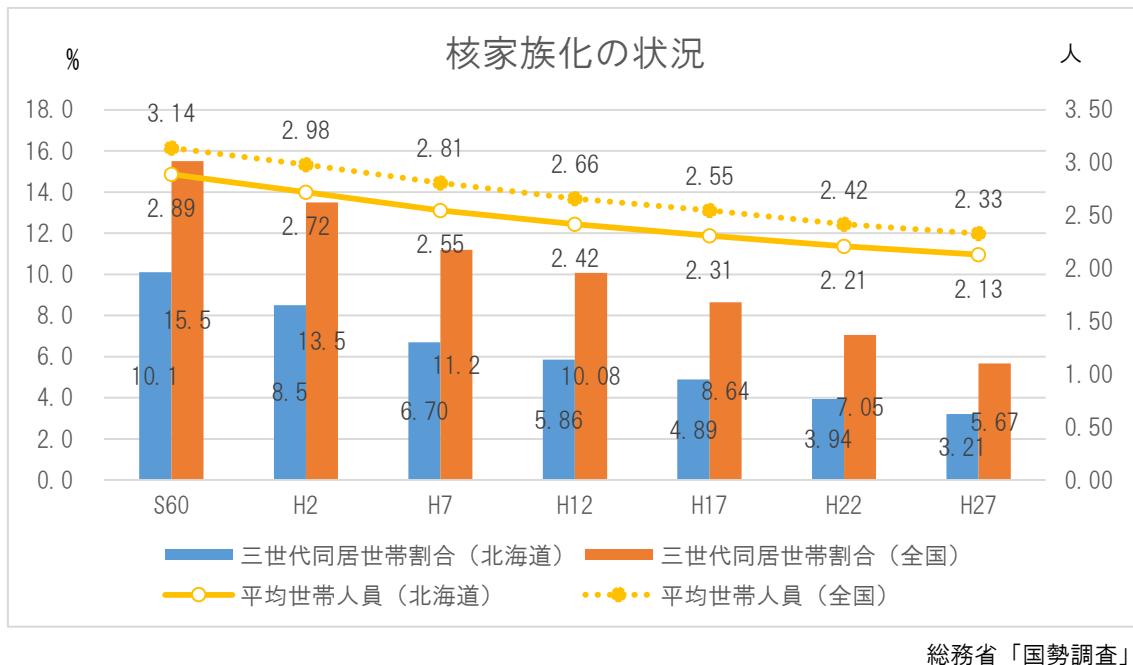


厚生労働省「人口動態統計」

④核家族化

三世代同居している世帯の割合及び平均世帯人数ともに減少傾向にあり、家庭内の子育て力が低下している状況にあります。

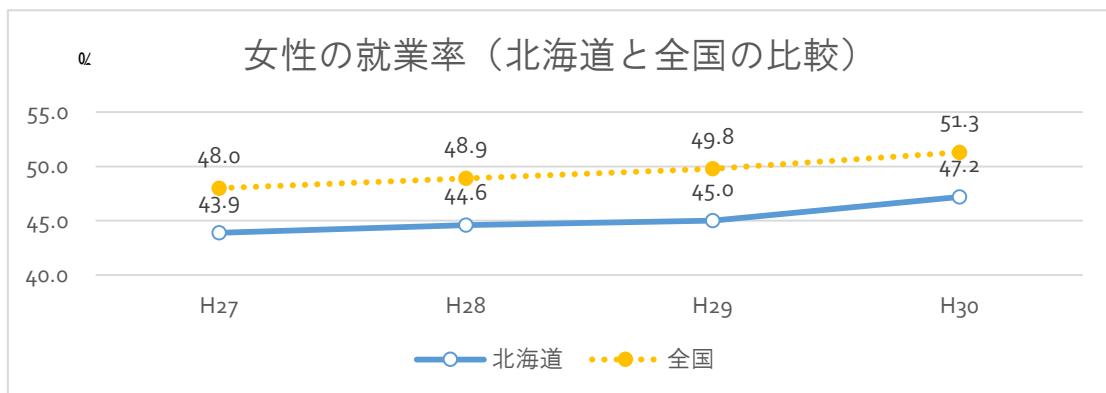
さらに、本道では、三世代同居世帯割合が平成 27 年で 3.21%と全国の 5.67%に比べ 2.46 ポイント、平均世帯人員も全国の 2.33 人に対し、2.13 人と 0.2 ポイント下回っており、全国よりも核家族化が進行している状況にあります。

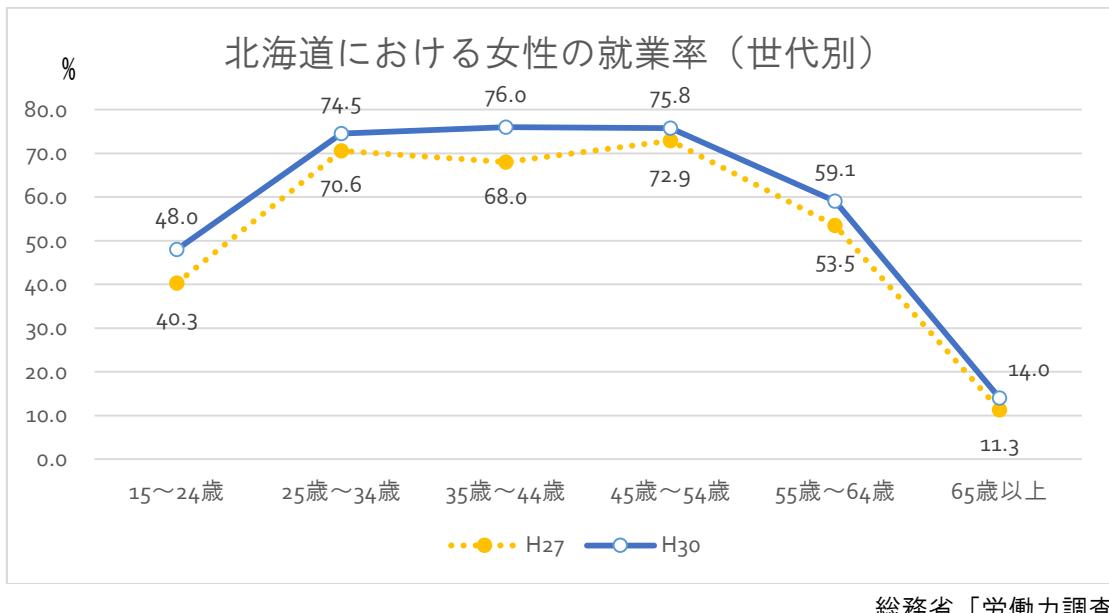


⑤女性の就業率

本道の女性の就業率は全国平均を下回っていますが、増加傾向にあり、女性の社会進出が進んでいます。

また、女性の世代別就業率を平成 27 年と平成 30 年で比較すると、特に 35 歳～44 歳の就業率が大きく伸びているなど、子育て世代の就業者が増加しています。

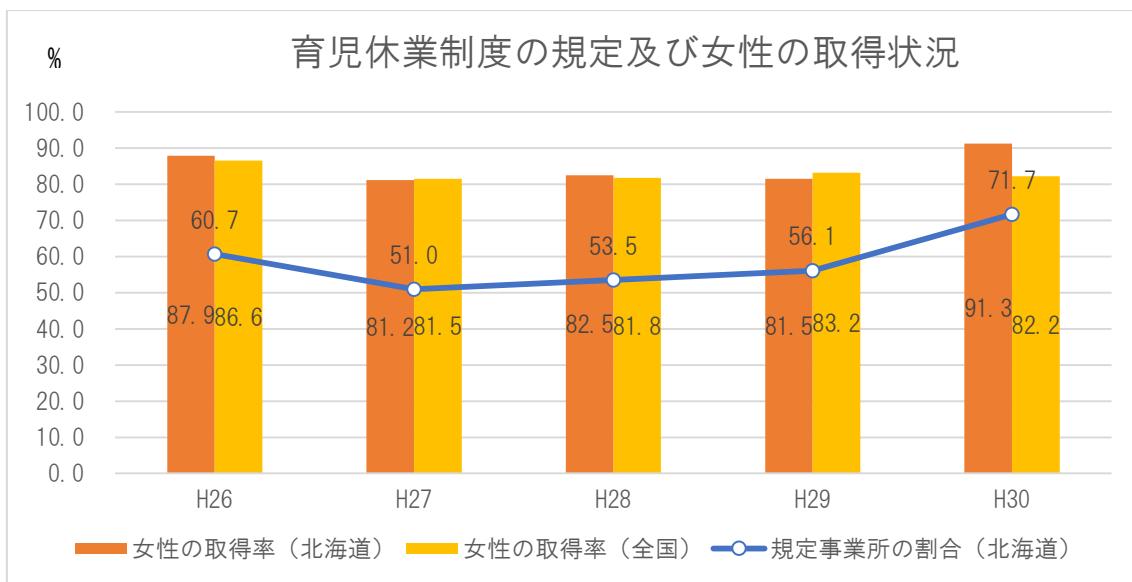




総務省「労働力調査」

⑥育児休業制度の規定等

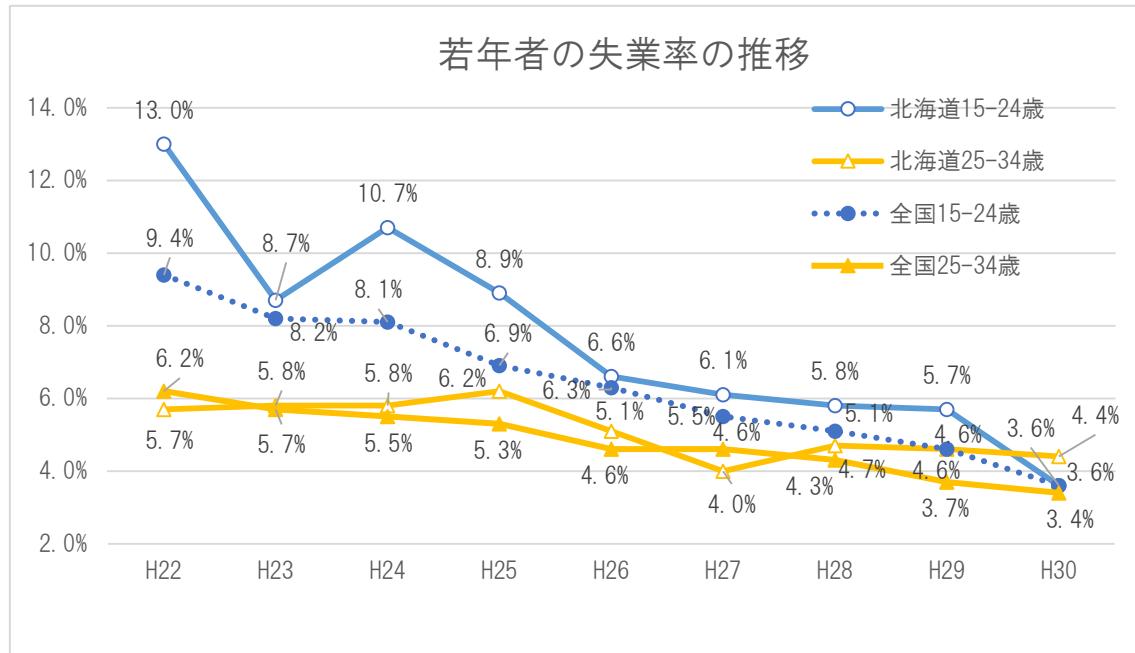
育児休業制度を規定している事業所の割合は、平成 30 年は前年から 15.6% 増加し、また、女性の育児休業制度取得率も平成 30 年は 91.3% と全国平均を大きく上回っている状況にあります。



北海道分：「就業環境実態調査」、全国分：厚生労働省「雇用均等基本調査」

⑦若年者の失業率

本道における若年者の失業率は、改善傾向にあるものの、依然として全国平均を上回っています。



総務省「労働力調査」

⑧非正規職員・従業員の割合

本道における会社などの役員を除く雇用者に占める非正規職員・従業者の割合は減少傾向にありますが、全国平均を上回っている状況です。

また、若年者（15～34歳）における非正規職員・従業者の割合も同様の傾向が見られます。

	非正規職員・従業者の割合		若年者（15～34歳）	
	H24	H29	H24	H29
北海道	42.8%	40.6%	40.6%	35.1%
全国平均	38.2%	38.2%	35.3%	32.9%

総務省「就業構造基本調査」

2 ひとり親家庭の状況

平成 27 年の全道におけるひとり親世帯は、平成 22 年と比較して、母子世帯・父子世帯ともに減少傾向にあり、離婚率も全国平均より高いものの、同じく減少傾向にあります。

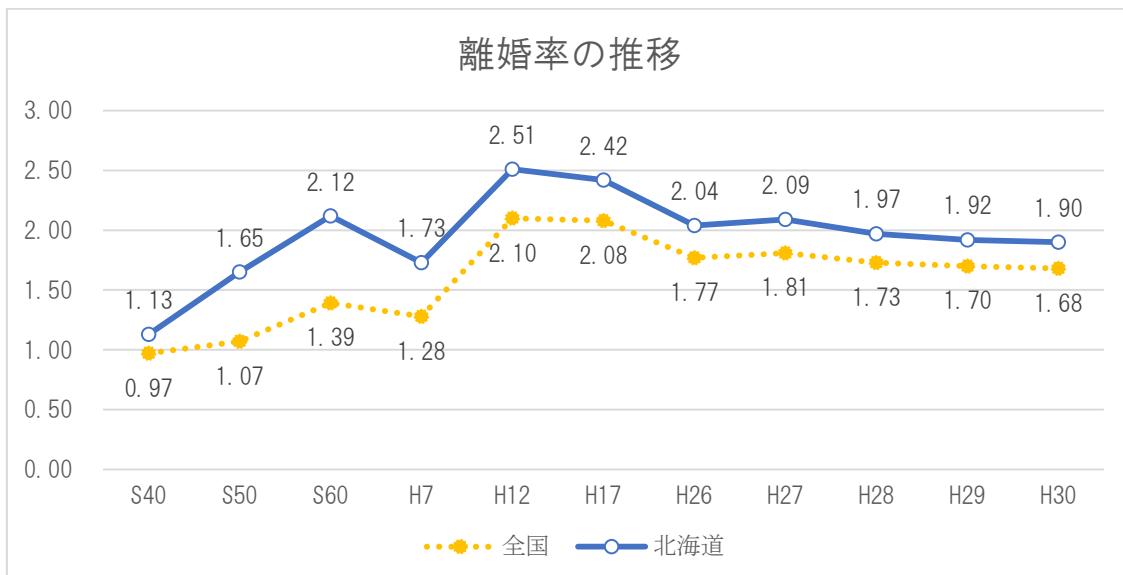
また、平成 29 年の母子世帯及び父子世帯の年収を平成 24 年と比べると、増加傾向にあり、特に母子世帯、父子世帯ともに 200 万円未満の年収がある世帯が減る一方で 200 ～ 300 万円の年収がある世帯の割合が増加しています。

(1) ひとり親世帯数

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
母子世帯	48,812 世帯	50,034 世帯	45,651 世帯
父子世帯	5,059 世帯	5,018 世帯	4,481 世帯
計	53,871 世帯	55,052 世帯	50,132 世帯

総務省「国勢調査」

(2) 離婚率



(3) 母子世帯の年収の推移

	H15	H20	H24	H29
200万円未満	55.4%	58.6%	57.1%	54.2%
200～300万円未満	32.1%	28.6%	29.9%	28.5%
300万円以上	12.5%	12.8%	13.0%	12.4%

(公財) 北海道民生委員児童委員連盟調査「ひとり親家庭（父と子・母と子の家庭）の生活と意識に関する調査」

(北海道) 「ひとり親家庭生活実態調査」

(4) 父子世帯の年収の推移

	H15	H20	H24	H29
200万円未満	13.9%	16.3%	20.5%	18.7%
200～300万円未満	23.7%	27.9%	30.4%	44.3%
300万円以上	62.4%	55.8%	49.1%	34.7%

(公財) 北海道民生委員児童委員連盟調査「ひとり親家庭（父と子・母と子の家庭）の生活と意識に関する調査」

(北海道) 「ひとり親家庭生活実態調査」

3 社会的養護の状況

保護者のいない児童や虐待を受けた児童など、社会的養護を必要とする児童に対し、自立のための援助や施設退所後の支援を行うために、道内で23ヶ所の児童養護施設等が設置されています。

施設養護と家庭養護の在所児童数の割合は概ね2：1となっており、年々家庭養護の割合が高くなっています。

(1) 施設養護の状況

平成31年3月現在

	施設数	定員数	在所児童数
児童養護施設（本体）	23施設	1,361人	1,172人
児童養護施設（地域小規模）	20施設	120人	111人
乳児院	2施設	60人	47人

(2) 家庭養護の状況

平成31年3月現在

	施設数	定員数	在所児童数
ファミリーホーム	24施設	143人	107人

平成31年3月現在

	登録里親数	委託里親数	委託児童数
里親	777人	362人	509人

4 児童虐待相談対応件数の状況

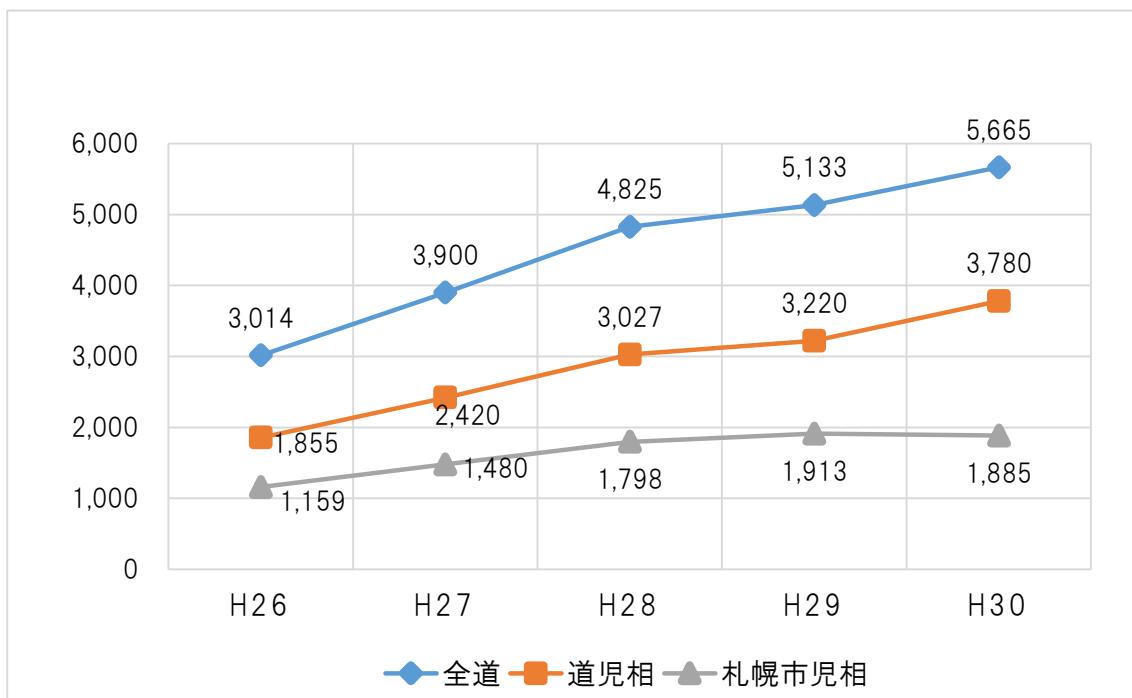
児童相談所における児童虐待相談対応件数は、毎年、増加の一途を辿っており、平成30年度（速報値）では、全道で5,665件と過去最高となっており、前年と比べて1.1倍、5年前の平成26年度と比べて、約1.9倍に増えている状況です。

（単位：件）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	前年度比
全道	3,014	3,900	4,825	5,133	5,665	1.10 倍
道児相	1,855	2,420	3,027	3,220	3,780	1.17 倍
札幌市児相	1,159	1,480	1,798	1,913	1,885	0.99 倍
全国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850	1.19 倍

※ 児童相談所が受理した相談のうち、「児童虐待事案」として対応した件数。

※ H30 年度の数値は速報値。



※相談対応結果（H29～H30）

（単位：件）

	施設入所	里親等委託	面接指導	その他	計
H30 年度	105	33	3,333	309	3,780
	2.8%	0.9%	88.2%	8.2%	100%
H29 年度	89	25	2,892	214	3,220
	2.8%	0.8%	89.8%	6.6%	100%
増 減	16	8	441	95	560

5 道民の意識とニーズ

(1)夫婦の完結出生児数・平均理想子ども数・平均予定子ども数

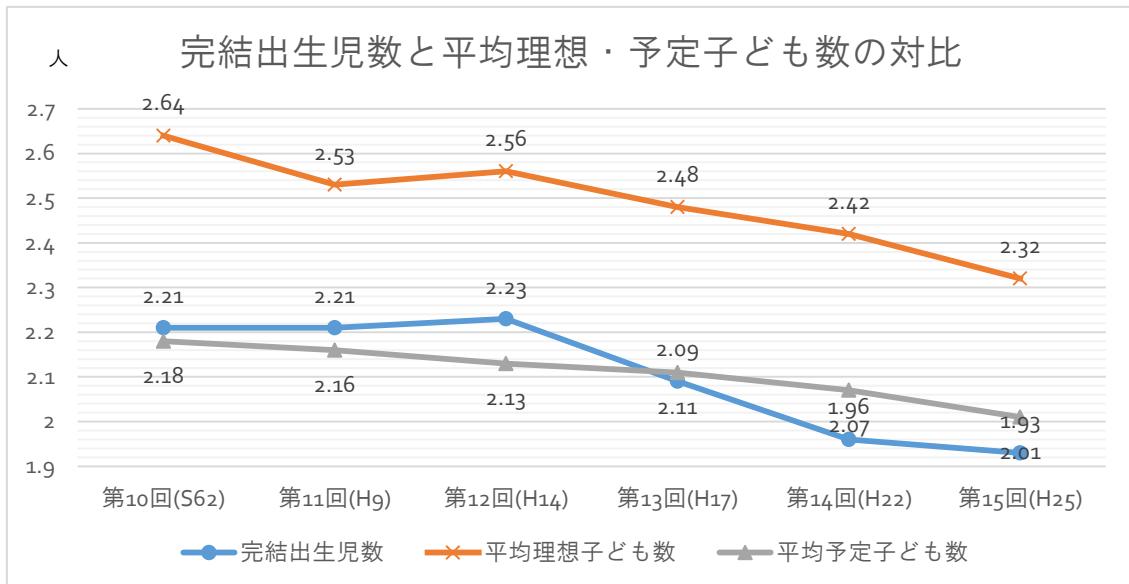
「第15回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」（平成25年 国立社会保障・人口問題研究所）によると、夫婦の完結出生児数（結婚持続期間15～19年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数とみなされる）は、1.93人と過去最低となっています。

また、出生子ども数の分布を見ると、半数を超える夫婦が2人を産んでいますが、子ども3人以上を持つ夫婦の割合は前回調査から減少しており、一方で子ども1人の夫婦が増えています。

※夫婦の出生子ども数分布の推移（結婚持続期間15～19年）

調査年次	0人	1人	2人	3人	4人以上	完結出生児数
第10回 (S62)	3.1%	9.3%	56.4%	26.5%	4.8%	2.21人
第11回 (H9)	3.7%	9.8%	53.6%	27.9%	5.0%	2.21人
第12回 (H14)	3.4%	8.9%	53.2%	30.2%	4.2%	2.23人
第13回 (H17)	5.6%	11.7%	56.0%	22.4%	4.3%	2.09人
第14回 (H22)	6.4%	15.9%	56.2%	19.4%	2.2%	1.96人
第15回 (H25)	6.2%	18.6%	54.0%	17.9%	3.3%	1.93人

また、夫婦にたずねた理想的な子どもの数（理想子ども数）の平均値は、調査開始以降最も低い2.32人となっており、夫婦が実際持つつもりの子どもの数（予定子ども数）の平均値も、2.01人と過去最低となっていますが、理想子ども数と予定子ども数は、いずれも夫婦の完結出生児数を上回る値となっています。



※夫婦の平均理想・予定子ども数（結婚持続期間15～19年）

	第10回 (S62)	第11回 (H9)	第12回 (H14)	第13回 (H17)	第14回 (H22)	第15回 (H25)
平均理想子ども数	2.64人	2.53人	2.56人	2.48人	2.42人	2.32人
平均予定子ども数	2.18人	2.16人	2.13人	2.11人	2.07人	2.01人

理想の子ども数を持たない理由について、前述の出生動向基本調査のほか、道民意識調査を行ったところ、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（全国：56.3%、道：59.2%）であり、次に多いのは「高年齢で産むのはいやだから」（全国：39.8%、道：20.7%）、「欲しいけれどもできないから」（全国：23.5%、道：23.1%）などとなっています。

＜理想の子どもを持たない理由＞

項目		全 国					北海道
		～29歳	30～34歳	35～39歳	40～49歳	計	
経済的 理由	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	76.5%	81.1%	64.9%	47.7%	56.3%	59.2%
	自分の仕事に差し支えるから	17.6%	24.2%	20.2%	11.8%	15.2%	15.4%
	家が狭いから	17.6%	18.2%	15.2%	8.2%	11.3%	7.1%
年齢・ 身体的 理由	高年齢で産むのはいやだから	5.9%	18.2%	35.5%	47.2%	39.8%	20.2%
	欲しいけれどもできないから	5.9%	10.6%	19.1%	28.4%	23.5%	23.1%
	健康上の理由から	5.9%	15.2%	16.0%	17.5%	16.4%	10.7%
育児負担		15.7%	22.7%	24.5%	14.3%	17.6%	17.2%
夫に 関する 理由	夫の家事・育児への協力が得られないから	11.8%	12.1%	8.5%	10.0%	10.0%	7.7%
	末の子が夫の定年まで成人して欲しいから	2.0%	4.6%	6.0%	8.0%	7.3%	6.5%
	夫が望まないから	7.8%	9.1%	9.9%	7.4%	8.1%	5.3%
その他		13.7%	13.0%	16.3%	8.7%	11.9%	5.9%

全国分：「第15回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」、北海道：道民意識調査

(2) 少子化社会や子育てについての道民意識

少子化社会や子育てについての意識やニーズに関する調査を実施しました（平成 30 年 12 月道民意識調査など）。

調査結果は次のとおりとなっています。

① 少子化に対する問題意識

少子化の進行は、「非常に問題である」、「多少問題である」と回答した方が合わせて 88.6% を占め、道民の少子化に対する問題意識の高さが伺えます。

<設問：あなたは、少子化が進むことや「少子社会」についてどう思いますか>

	H 18	H 20	H 24	H 30	
非常に問題である	62.5%	61.2%	60.4%	63.7%	88.6%
多少問題がある	29.3%	27.5%	28.3%	24.9%	
特に心配する必要はなし	4.5%	4.1%	4.9%	5.4%	
むしろ望ましい	0.4%	0.7%	0.5%	0.6%	
わからない	1.8%	5.0%	4.3%	4.2%	
無回答	1.5%	1.6%	1.7%	1.3%	

② 子育ての環境に対する意識

少子化の進行を危惧する中で、住んでいる地域の子育て環境については、安心して子どもを育てられる環境だと思うかとの問い合わせに対し、「とてもそう思う」、「そう思う」と回答した方が合わせて 54.4% となっています。

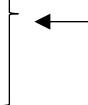
また、人口規模別に見ても、前回調査時の平成 24 年に比べ、安心できる環境との意識が上昇しており、特に町村部の意識が高い状況となっています。

<設問：あなたがお住まいの地域は、安心して子どもを育てられる環境だと思うか>

	H 1 8	H 2 0	H 2 4	H 3 0
とても思う	4. 9%	7. 4%	4. 0%	6. 1%
そう思う	48. 8%	47. 2%	46. 1%	48. 3%
あまり思わない	36. 4%	31. 5%	33. 5%	25. 4%
全く思わない	4. 0%	4. 5%	3. 8%	3. 8%
わからない	4. 8%	7. 8%	9. 5%	13. 8%
無回答	1. 1%	1. 6%	3. 1%	2. 5%

54.4%

	H 2 4	H 3 0
札幌市	47. 6%	52. 4%
人口10万人以上	41. 7%	52. 7%
人口10万人以下	53. 7%	53. 2%
町村	59. 6%	65. 8%



③ 仕事と家庭を両立するための課題

育児休業などの取得や、職場への復帰などについては、前回調査（平成24年）よりも改善傾向にあり、職場における仕事と家庭の両立支援の考え方が浸透してきている傾向が窺えるものの、保育所や保育サービスが不十分と感じている方が、平成24年に比べ約20ポイント増えています。

<設問：仕事と子育てを両立するために、どのようなことが問題になると思うか>

	H18	H20	H24	H30
育児休業など職場の支援体制が不十分	40. 7%	34. 2%	54. 0%	41. 5%
保育所や保育サービスが不十分	24. 6%	25. 5%	19. 0%	39. 3%
育児休業等がとりにくい職場環境	42. 5%	39. 3%	29. 5%	33. 9%
病気の子どもを預かってくれる保育施設が少ない	36. 0%	34. 9%	32. 9%	31. 9%
就業時間上の配慮が不十分	24. 3%	25. 5%	19. 0%	24. 0%
職場への復帰や再就職が困難	40. 5%	38. 1%	34. 2%	24. 0%
両立について配偶者や家族の理解や援助の不足	18. 7%	16. 3%	16. 7%	18. 2%
小学校入学後の放課後児童対策が充実していない	20. 3%	18. 8%	17. 2%	13. 4%
雇用や労働条件に関する男女差別	13. 9%	11. 9%	14. 5%	12. 3%
特になし	4. 6%	3. 9%	4. 0%	4. 5%
その他	3. 7%	4. 6%	5. 0%	4. 9%
無回答	4. 3%	4. 2%	1. 4%	2. 8%

④ 大学生に対するアンケート調査

道が実施した大学生へのアンケート調査によると、90%以上の学生が少子化に対する問題意識を持っており、80%以上が結婚や出産を希望しています。
 (調査実施大学～H27:20校、H28:14校、H29:29校、H30:28校)

＜少子化に対する問題意識＞

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
非常に問題である	71. 3%	52. 9%	53. 7%	63. 7%	95.3%
多少問題がある	25. 3%	39. 9%	36. 3%	31. 6%	
特に心配する必要はない	1. 4%	3. 2%	4. 8%	3. 1%	
むしろ望ましい	0. 4%	0. 0%	0. 7%	0. 1%	
わからない	1. 2%	4. 0%	4. 0%	1. 4%	
無回答	0. 4%	0. 0%	0. 5%	0. 1%	

＜家庭を持つことへの意識（結婚して、子どもを持ち、親になる）＞

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
とてもそう思う	53. 3%	51. 1%	44. 9%	48. 3%	83.1%
思う	32. 3%	33. 1%	33. 0%	34. 8%	
あまり思わない	7. 9%	6. 8%	11. 7%	9. 3%	
全く思わない	2. 2%	5. 0%	4. 2%	3. 4%	
わからない	3. 8%	3. 6%	5. 8%	3. 9%	
無回答	0. 5%	0. 4%	0. 4%	0. 3%	

第3　これまでの計画に基づく取組と評価

第三期計画では、条例で定める11の基本的施策の中心に「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」、「子育ち・自立」の4つのライフ・ステージと、それを支える「地域の環境づくり」の5つのステージを設定し、各ステージに盛り込まれた29項目の施策の目標を定めるとともに、目標達成に向けた主な取組77本を掲げて、施策を推進してきました。

また、取組の数値目標である事業指標や効果を検証するための成果指標を設定したところです。

ここでは、これまでの取組全体と、「国の施策に関する提案」に係る3つの施策目標を除く28項目74本の主な取組について評価しました。

1 取組全体の評価

・第三期計画においては、11の基本的施策を中心に5つのステージを設定し、各ステージに盛り込まれた少子化に関連する施策や事業を総動員し、官民一体となった取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、毎年度の推進状況を把握し、課題や問題点を北海道人口減少問題対策本部少子化対策推進部会で整理し、北海道子どもの未来づくり審議会の意見を踏まえながら、計画の着実な推進に努めてきたところであり、一部事業において遅れが見られるものの、多くの取組については概ね計画どおりに推進することができました。

・しかし、未婚化や晩婚化の進行、核家族世帯の増加、さらには、若年者の完全失業率に見られる不安定な経済雇用情勢などにより、合計特殊出生率は全国平均を下回り、依然として、本道の少子化の流れを変えるには至っていない状況にあります。

・このため、74本の主な取組について、十分な点検・検証を行い、各施策の効果的かつ効率的な実施を検討するとともに、今後の国の動向も踏まえ、道における人口減少問題への対応など、各種取組とも連動しながら、総合的かつ計画的な少子化対策の推進に一層取り組んでいく必要があります。

2 目標設定項目の推進状況

①学校教育や保育を必要とする量の見込み及び確保方策

	計画（上段R1、下段H30）				H30実績			
	幼児期の学校 教育を希望す る子ども	保育を必要とする子ども			幼児期の学校 教育を希望す る子ども	保育を必要とする子ども		
		3歳以上	1・2歳	0歳		3歳以上	1・2歳	0歳
	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)		(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	
量の見込み	61,740 63,161	41,273 41,947	25,547 26,163	6,851 7,004	—	—	—	—
確保 方策	認定こども園 幼稚園・保育所	74,062 74,204	46,155 46,312	24,268 24,338	7,333 7,337	70,184 94.6(%)	45,554 98.4(%)	25,479 104.7(%)
	特定地域型 保育事業			1,984 1,971	602 596			2,314 117.4(%)
	認可外保育 施設		4,837 4,984	1,813 1,871	454 478		3,731 74.9(%)	1,656 88.5(%)
	計	74,062 74,204	50,992 51,296	28,065 28,180	8,389 8,411	70,184 94.6(%)	49,285 96.1(%)	29,449 104.5(%)
								8,465 100.6(%)

※下段の率は、左記の H30 の計画値に対する進捗率

②認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業

項目	平成30年度		令和元年度目標	進捗率
	目標	実績		
認定こども園設置数	283ヶ所	345ヶ所	298ヶ所	121.9%
時間外保育	836ヶ所	837ヶ所	856ヶ所	100.1%
病児・病後児保育	60ヶ所	62ヶ所	86ヶ所	103.3%
一時預かり	527ヶ所	692ヶ所	540ヶ所	131.3%
子育て短期支援	40市町村	39市町村	47市町村	97.5%
利用者支援事業	47市町村	46市町村	53市町村	97.9%
放課後児童クラブ	1,011ヶ所	1,032ヶ所	1,016ヶ所	102.1%
地域子育て支援拠点	397ヶ所	405ヶ所	398ヶ所	102.0%
ファミリー・サポート・センター	64市町村	65市町村	76市町村	101.6%

※進捗率は平成 30 年度目標に対する実績の率

③児童養護施設等における、本体施設、小規模グループケア及び里親やファミリー・ホーム等への委託の割合

項目	平成30年度実績	令和元年度目標	進捗率
本体施設	64.4%	66.4%	—
小規模グループケア及び 地域小規模児童養護施設	5.7%	7.5%	76.0%
里親及びファミリー・ホーム	29.9%	26.1%	114.6%

※進捗率は令和元年度目標に対する平成 30 年度実績の率

④その他目標設定項目

項目	平成30年度実績	令和元年度目標	進捗率
婚活セミナーの開催	延べ45ヶ所	延べ35ヶ所	128.6%
次世代教育のための出前講座実施数 (大学数)	延べ91校	延べ120校	75.8%
総合周産期母子医療センターの整備 (指定)	4ヶ所	6ヶ所	66.6%
助産師外来の開設第二次医療圏数	13圏域	21圏域	61.9%
待機児童数	152人	ゼロ	—
夜間保育	6ヶ所	10ヶ所	60.0%
休日保育	32ヶ所	55ヶ所	58.2%
放課後子供教室	112市町村	全市町村	62.6%
母子・父子自立支援プログラムの策定数	494件	250件	197.6%
女性(25~34歳)の就業率	74.5%	全国平均値	96.0%
育児休業制度取得率	男性 3.5% 女性 91.3%	男性 10% 女性 90%	男性 35% 女性 101.4%
年次有給休暇取得率	49.1%	67.0%	73.3%
子育てを支援する企業の割合	大企業 97.3% 中小企業 3.42%	大企業 100% 中小企業 25%	大企業 97.3% 中小企業 13.7%
1歳6か月児健康診査受診率	97.6%	100%	97.6%
3歳児健康診査受診率	97.1%	100%	97.1%
子ども部会の運営	1部会2回開催	子どもの意見を施策に適切に反映	—
ブックスタート事業の実施状況	178市町村	全市町村	99.4%
国際理解教育の実施状況	100%	100%	—
食育推進計画を策定している市町村数	123市町村	全市町村	68.7%
インターンシップの実施状況	64.0%	50.0%	106.8%
「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数	2,424社	2,500社	97.0%
ネットトラブルの未然防止の取組状況	小:100% 中:100% 高:100%	100%	100.0%
せわづき・せわやき隊等の組織化	95市町村	全市町村	53.1%
少子化対策パネル展の開催	延べ149ヶ所	延べ150ヶ所	99.3%
地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小:100.0% 中:99.6%	100%	—
「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録施設のある市町村数	86市町村	全市町村	48.0%

※上記は計画期間である5ヵ年で達成すべき目標を設定

※進捗率は令和元年度目標に対する平成30年度実績の率

3 各ステージごとの評価

(1) 結婚のステージ

施策目標	主な取組
1 出会いへのサポートなどの結婚支援	(1)適切な情報提供や相談体制の整備 (2)広域連携による結婚サポート事業の推進
2 結婚を応援する気運の醸成	(3)結婚支援に関する正確な情報提供 (4)次世代教育の実施

【主な施策の取組状況】

○平成27年9月に「結婚サポートセンター」を設置

・延べ相談件数

(27)863件、(28)675件、(29)813件、(30)627件（本人等相談、事業者相談）

・自治体等向けフォーラムの開催

各年1回（参加者数：(27)63名、(28)56名、(29)102名、(30)73名）

○結婚応援サイトを運営

○大学生等を対象に、自分の将来を考える機会の提供のため、出前講座を実施。

(27)20校、(28)14校、(29)29校、(30)28校)

【施策の効果】

○婚活セミナー等に参加した婚活者に前向きな意識の醸成が図られ、自治体等の婚活イベント企画の参考となっている。また、出前講座で若者のライフデザインを考えるきっかけ作りに資することができました。

【施策の課題】

○結婚サポートセンターが行うセミナー等や出前講座の参加者の満足度は高くなっているが、結婚支援事業を行う自治体等関係機関への相談援助の充実や出前講座の対象を高校生等に広げるなど、より社会全体の気運の醸成に資する事業展開が必要です。

(2) 妊娠・出産のステージ

施策目標	主な取組
3 妊娠・出産を応援する気運の醸成	(5)妊娠・出産に関する正確な情報提供
4 妊娠・出産に関する支援体制の整備	(6)母子保健サービスの推進体制の整備 (7)相談体制等の整備 (8)産後ケア体制の充実

【主な施策の取組状況】

- 「母になる人への贈りもの運動」を実施
- 道立保健所に設置している「女性の健康サポートセンター」において、女性の健康上の相談、健康保持や予防に関する普及啓発などを実施
- 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援が行われるよう、市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置を促進
 - ・②74市町村、②817市町村、②924市町村、③036市町村
- 分娩可能な医療機関がない地域の妊産婦に健診や出産に係る交通費・宿泊費を助成する市町村に対し補助を実施
 - ・②866市町村、②980市町村、③085市町村
- 産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を実施する「産後ケア事業」を促進
 - ・②71市、②83市町、②912市町村、③029市町村

【施策の効果】

- 母になる人への贈りもの運動では、妊婦向け割引券付き情報誌を配布することにより、適切な情報提供や妊娠・出産を応援する気運の醸成につながりました。
- 女性の健康サポートセンター等の相談支援体制の充実や妊婦健診に係る交通費助成などにより、妊娠・出産に係る環境整備が図られました。

【施策の課題】

- 母になる人への贈りもの運動の認知度を高め、協賛企業拡大に向けて企業等へ積極的に働きかけることが必要です。
- 妊娠・出産や子育てに関する様々な不安や悩みに応えるため、子育て世代包括支援センターや産後ケア事業など、身近な地域で切れ目ない支援を提供できる体制の充実を図ることが必要です。

施策目標	主な取組
5 周産期医療体制の整備	(9)総合周産期母子医療センター及び地域 周産期母子医療センター等の整備 (10)産婦人科医師の確保等
6 不妊治療等への支援	(11)相談体制の整備 (12)経済的負担の軽減

【主な施策の取組状況】

○周産期母子医療センターの施設等整備や運営を支援

- ・施設整備 : ②7 1か所、②8 1か所、②9 1か所、③0 1か所
- ・運営費補助 : ②720 か所、②819 か所、②918 か所、③024 か所

○不妊専門相談センターを設置（旭川医科大学附属病院）、不妊症や不育症に関する専門相談を実施

- ・相談件数（不妊症）：②727 件、②846 件、②935 件、③045 件
- ・相談件数（不育症）：②75 件、②88 件、②912 件、③08 件

○不妊治療（体外受精、顕微授精）や不育症の治療を受けている夫婦の治療費の一部を助成

- ・助成件数（不妊症）：②72,033 件、②81,886 件、②91,923 件、③01,751 件
- ・助成件数（不育症）：②937 件、③066 件

【施策の効果】

○総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの整備により、ハイリスクな分娩等に対応する周産期医療体制が確保されています。

○不妊症や不育症に悩み、治療を望む方に対し、専門的な医療相談や不妊・不育治療経験者等によるピア・サポートを行うとともに、治療費の助成を行うことにより、心理的・経済的負担の軽減が図られました。

【施策の課題】

○一部の地域周産期母子医療センターで、医師不足等により分娩の取り扱いを制限しているため、安定した体制整備が必要です。

○子どもを持つことを希望しながら子どもに恵まれない方の心の悩みに対応する相談体制の充実や特定不妊治療費負担軽減に係る国の助成制度の拡充や医療保険適用範囲の拡大等、安定的な制度運用と充実が必要です。

(3) 子育てのステージ

施策目標	主な取組
7 地域の子育てを応援する気運の醸成	(13) 子育てに関する正確な情報提供 (14) 父親の育児への積極的参加の促進 (15) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進

【主な施策の取組状況】

- 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を、総合ポータルサイトにより提供
- 地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等に対し表彰（ほっかいどう未来輝く子育て大賞）②7 3団体, ②8 2団体 1個人 1企業, ②9 4団体, ③0 3団体 1企業
- 市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置を促進
- 仕事と家庭の両立ができる職場環境整備のため企業に対する「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発を促進
- 男女平等参画社会づくりの推進のため、情報誌の発行及び先駆的活動を表彰（男女平等参画チャレンジ賞）②7 団体 1・個人 1, ②8 団体 1・個人 1, ②9 団体 1・個人 1, ③0 個人 2
- 道立女性プラザの運営及び公益財団法人北海道女性協会が実施する事業を支援

【施策の効果】

- 総合ポータルサイトを開設し、子育て支援サービス等に関する情報を効果的に周知・広報したほか、ほっかいどう未来輝く子育て大賞により、地域における子育て支援活動の紹介や地域の活動の促進に寄与しました。
- 仕事と家庭を考えるシンポジウムを札幌市と共同で開催した行事に組み込んだことにより、札幌市との連携が図られ、仕事と家庭の両立に向けた普及啓発を効果的に行うことができました。
- 男女が社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に發揮できる「男女平等参画社会」の実現に向け、意識の変革や環境づくりに資することができました。

【施策の課題】

- 総合ポータルサイトやほっかいどう未来輝く子育て大賞の認知度をさらに高め、社会全体で子育てを応援するさらなる気運の醸成が必要です。
- 妊娠・出産や子育てに関する様々な不安や悩みに答えるため、子育て世代包括支援センターなど、身近な地域で切れ目ない支援を提供できる体制の充実を図ることが必要。
- 「男女平等参画社会」づくりの重要性について、更なる理解の促進が必要です。

施策目標	主な取組
8 待機児童の解消等	(16)保育サービスの充実
9 幼児教育・保育の充実	(17)教育・保育の一体的提供の促進 (18)多様な保育サービスの提供 (19)教育・保育を支える人材の確保及び質の向上 (20)良質なサービスの確保 (21)子育て支援等に関する情報提供

【主な施策の取組状況】

- 保育所及び認定こども園等の計画的な整備やサービス提供体制の確保を実施
 - ・保育所整備：㉗12か所、㉘7か所、㉙4か所、㉚11か所
 - ・小規模保育事業所整備：㉘5か所、㉙4か所、㉚5か所
 - ・認定こども園（保育所分）整備：㉗24か所、㉘17か所、㉙21か所、㉚13か所
 - ・認定こども園（幼稚園分）整備：㉗13か所、㉘27か所、㉙6か所、㉚13か所
- 小規模保育、家庭的保育、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の支援の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を実施
- 保育所及び認定こども園における職員配置に係る特例を実施
 - ・㉘5市町7施設、㉙9市町18施設、㉚10市町24施設
- 保育士資格の取得を目指す学生の支援や、保育補助者の雇用支援、未就学児を持つ保育士への支援及び潜在保育士への就職支援を行う貸付事業を実施
- 保育士の専門性や保育の質の向上を図るとともに、キャリアパスの明確化による職場定着を図るため、保育現場におけるリーダー的職員の育成を目的としたキャリアアップ研修を実施：㉚修了者数4,261名
- 道内全14管内で、保育所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、小学校の教職員及び市町村の幼児教育担当職員を対象に「幼児教育を語る会」を開催。「北海道幼児教育振興基本方針」に係る行政説明及び幼小接続の在り方などについての意見交流を実施 ㉙参加者700名、㉚参加者717名

【施策の効果】

- 様々な働き方や生活形態に応じた保育サービスの確保により、働きながら安心して子育てができる環境整備が図られ、女性の就業率の向上にも寄与しています。
- 保育サービスを提供する幼稚園に対し補助を行うことにより、保護者負担の軽減が図られました。

○保育教諭、幼稚園教諭や保育士に対する各種研修により資質の向上が図られ、貸付事業や保育士・保育所支援センターの設置、保育士等キャリアアップ研修等により、教育・保育を支える人材の確保に向けた取組が進んでいます。

【施策の課題】

- 子育て安心プラン実施計画の着実な推進により待機児童を早期に解消するため、保育の受け皿整備と併せて、保育人材の確保に向けた取組を推進していく必要があります。また、潜在待機児童は増加傾向にあり、幼児教育の無償化による影響も加味しつつ、潜在的なニーズも含めた保育需要の把握が必要です。
- 夜間保育や休日保育については、地域によって取組の差が生じていることから、様々な働き方や生活形態に応じた保育サービスが受けられるよう、引き続き、提供体制の計画的な整備の促進が必要です。

施策目標	主な取組
10 放課後児童の健全育成	(22) 放課後児童の健全育成
11 地域における子育て支援体制等の充実	(23) 子育て支援拠点等の整備 (24) 相談体制の整備

【主な施策の取組状況】

- 放課後児童クラブ、放課後子供教室の運営を支援
- 新・放課後子ども総合プラン関係者の資質向上や情報交換を図るための研修会の開催（各年11回開催）

【施策の効果】

- 放課後の安全・安心な居場所の確保や児童の健全育成、保護者の悩みの解消や不安の軽減、地域における育児の相互援助活動の推進、家庭の教育力の充実につながりました。

【施策の課題】

- 放課後児童クラブの待機児童が年々増加傾向のため、受け皿の量的拡充が必要であり、地方においては、放課後児童支援員のなり手が不足しており、人材の確保と資質の向上に向けた取組を進める必要があります。

施策目標	主な取組
12 ひとり親家庭等への支援の充実	(25)相談機能の充実 (26)就業支援の充実 (27)生活・経済的支援の充実 (28)母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実

【主な施策の取組状況】

- 全道6か所の母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、就業支援講習会等、一貫した就業支援等を実施するとともに、児童扶養手当受給者等に対し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定
- 自立支援教育訓練給付金や、必要な資格の取得を促進するため高等職業訓練促進給付金を支給
- 道立女性相談援助センターにおける要保護女子及び暴力被害女性の相談、保護、自立支援

【施策の効果】

- 就業相談や高等職業訓練促進給付金等による経済的支援により、就業率の上昇や雇用形態における正規の職員・従業員の割合の増加など、ひとり親家庭等の自立の促進に資することができました。
- 道立女性相談援助センターにおいて、民間シェルターや社会福祉施設などと協働しながら、配偶者暴力防止や被害者の保護・自立支援に資することができました。

【施策の課題】

- ひとり親家庭の多くは厳しい就業状況や生活実態に置かれており、引き続き、総合的な支援策を推進することが必要です。
- 相談、自立支援等の活動が適切に行われるよう、職務関係者に対する研修を一層推進する必要があります。

施策目標	主な取組
13 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実	(29)社会的養護体制の整備 (30)家庭的養護の推進

【主な施策の取組状況】

- 児童養護職員等の職員に対して、ケアの責任者である基幹的職員となるための研修の実施や児童相談所職員を対象とした各種研修時に聴講を可能とするなど研修機会を充実。
- 民間児童養護施設等の職員に対して、人材確保と育成を目的とした処遇改善を実施。
- 児童養護施設等の小規模化や地域分散化、里親やファミリーホームの活用を推進
 - ・小規模グループケア等（H30年度末：19か所）
 - ・ファミリーホーム（H30年度末：25か所）

【施策の効果】

- できる限り家庭的な環境のもとでの養育を推進することにより、子どもの健やかな成長に資することができます。

【施策の課題】

- 国の新たな「社会的養育推進計画の策定要領」により、新たな取組や目標の設定が必要です。

施策目標	主な取組
14 障がい等のある子どもへの支援等の充実	(31)特別支援教育の確保等 (32)障がい児への支援

【主な施策の取組状況】

- 市町村で配置している特別支援教育支援員を対象とした研修会を開催
㉗4会場、㉘5会場、㉙5会場、㉚7会場
- 発達障がいを含む障がいのある児童や児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の充実を図るための事業を実施
- 身近な地域において適切な相談支援及び発達支援を受けることができるよう、市町村が指定する子ども発達支援センターにおいて実施
- 身近な地域における関係機関による継続的な支援に結びつけるよう、発達障害者支援センターにおいて、専門的な助言を実施
- 医療的ケアの必要な在宅重症心身障がい児（者）に対し、社会活動への参加を確保するため、医療的ケア支援事業を実施する市町村に補助金を交付
㉗7市町13名、㉘7市町13名、㉙7市町13名、㉚7市町12名

【施策の効果】

- 各学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や、巡回相談等の活用により、校内における特別支援教育の推進につながっています。
- 子ども発達支援センター（91施設、168市町村）により、障がい児が身近な地域で支援を受けられ、処遇困難事例などは、発達障害者支援センター（3カ所）からの技術的助言や指導が受けられる体制となっており、地域での障がい児支援に資することができます。

【施策の課題】

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導や支援、また、障がいの重度・重複化・多様化に対応できるよう、特別支援教育支援員等の専門性向上に資する研修機会の拡充が必要です。
- 障がいのある又は疑いのある子どもとその保護者に対し、関係機関と連携した指導や支援、各分野の専門家による助言を得ることが困難な市町村への支援の強化が必要です。
- 障がい児への個別の直接支援に留まらず、幼稚園や学校などの地域の関係機関への支援や連携が求められることから、子ども発達支援センターの質の向上が必要です。
- 医療的ケアが必要な児童に対応する医療機関等が限られることから、研修会等の開催などに引き続き取り組み、関係者間の連携体制の構築をより一層進めることが必要です。

施策目標	主な取組
15 雇用環境の整備	(33) ワーク・ライフ・バランス等に関する気運の醸成 (34) 企業等における取組の促進 (35) 両立のための環境整備 (36) 積極的な企業に対する優遇制度の推進

【主な施策の取組状況】

- 企業における働き方改革を支援するため、ほっかいどう働き方改革支援センターを設置し、電話、来所等で相談を受けるとともに、出張相談会、アドバイザー（社会保険労務士、中小企業診断士）の派遣を実施。
 - ・相談件数：㉙104件 ㉚137件 ㉛187件
 - ・出張相談会：㉙6地域 ㉚6地域 ㉛14地域
 - ・アドバイザー派遣：㉙7社 11回 ㉚47社 51回 ㉛38社 40回
- 人手不足の業界団体と連携したモデルとなる改革プランの作成、普及・啓発のためのセミナーを開催（㉙㉚）
- 女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立に積極的に取り組んでいる企業を「北海道なでしこ応援企業」として表彰：㉗3企業（両立支援推進企業表彰）㉙4企業、㉚3企業、㉛4企業
- 両立支援促進アドバイザー（㉗13社 23回 ㉙5社 10回）、働き方改革アドバイザー（㉙47社 51回、㉛38社 40回）の派遣
- 一般事業主行動計画の策定状況
 - ㉙2,614企業（うち策定義務の企業1,566社（93.5%））
 - ㉚2,938企業（うち策定義務の企業1,646社（97.7%））
- 「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」への登録を促進
 - ㉗283社、㉙411社、㉚421社、㉛487社

【施策の効果】

- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」を設置し、企業からの相談に対応するとともに、業界団体と連携して働き方改革プランを作成するなど、雇用環境等の整備に資することができました。

【施策の課題】

- 人手不足の一層の深刻化による地域産業の停滞が懸念されることから、若者や女性などの活躍促進に向けた就業機会の確保や賃金の引き上げといった就業環境の改善に取り組み、働きやすい環境づくりを推進する必要があります。
- 引き続き、有給休暇等の取得を促進する取組を行う必要があります。

施策目標	主な取組
16 乳児及び幼児等の健康の確保	(37) 小児医療の提供体制の整備 (38) 母子保健サービスの推進体制の整備 (39) 食育の推進
17 子育て世帯の経済的な負担の軽減	(40) 経済的な負担の軽減

【主な施策の取組状況】

- 夜間に専門の医師等から助言を受けられる小児救急電話相談体制を整備
⑦10,299件、⑧14,393件、⑨15,914件、⑩16,614件
- 長期療養児療育指導のため、療育相談会や訪問指導を実施
⑦137回、⑧44回、⑨97回、⑩48回
- 先天性代謝異常等検査のため、新生児に対し、血液によるマス・スクリーニング検査を実施　・実施件数：⑦23,301人、⑧21,176人、⑨21,327人、⑩19,879人
- どさんこ食育推進プランに基づき、北海道の特性を活かし、ライフステージごとに様々なことを学ぶ「食育」を総合的に推進
- 乳幼児（通院及び入院）、小学生（入院）、ひとり親家庭の児童（通院及び入院）及び親（入院）の医療費を助成
- 小児慢性特定疾病児童等の医療費を助成
受給者証交付件数 ⑦2,149件、⑧2,109件、⑨2,121件、⑩2,132件
- 多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3才未満の乳幼児に係る保育料の無償化を行う市町村への支援 ⑨150市町村、⑩157市町村（札幌市除く）

【施策の効果】

- 電話による看護師や小児科医師の適切な助言により、保護者の不安が軽減され軽症の小児患者の時間外受診の緩和が図られています。
- 乳幼児健康診査や先天性代謝異常等検査の実施により、疾病的早期発見など乳幼児の健全育成が図られ、乳幼児やひとり親家庭等への医療費助成により、子育て世帯の経済的な負担が軽減されました。
- 多子世帯の経済的負担軽減により、安心して多くの子どもを生み育てられる環境の整備が図られ家庭の経済状況に関わらず、質の高い幼児教育を提供することができました。

【施策の課題】

- 乳幼児の健全育成をより充実させるため、健診未受診児全員の状況確認や新生児聴覚検査の受診率向上などについて市町村への働きかけが必要です。
- 乳幼児家庭やひとり親家庭等への医療費助成について、市町村が独自に拡大を進めてきた結果、自治体間で格差が生じており、全国一律の助成制度が必要です。

施策目標	主な取組
18 総合的な虐待防止の推進	(41)児童虐待防止等に関する普及啓発 (42)児童相談所の機能及び市町村支援の充実 (43)養育支援を必要とする家庭の把握や支援のための体制整備 (44)里親による養護援助体制の整備 (45)児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備 (46)被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援 (47)配偶者暴力相談支援センターとの連携

【主な施策の取組状況】

- 児童虐待防止推進月間である11月に、オレンジリボンキャンペーンとして街頭啓発を行うとともに、児童虐待防止シンポジウムを開催。また、児童相談所全国共通ダイヤル「189」、児童虐待の通告先や相談窓口の周知
- 子ども家庭支援における市町村と児童相談所の役割分担・連携に係るガイドラインを策定（㉙）
- 市町村の体制強化、市町村と児童相談所の役割分担と連携等を推進するための意見交換会を開催：㉙19回（156市町村）
- 市町村を支援するため、要保護児童対策地域協議会への児童相談所の参画や、各児童相談所に「移動相談室」を開設したほか、市町村の相談担当職員育成のための研修事業の実施
- 医療的対応機能事業と法的対応強化事業の実施
 - ・医学的助言：㉗…2回、㉘…4回、㉙…2回、㉚…8回
 - ・法的助言：㉗…10回、㉘…51回、㉙…88回、㉚…82回
 - （8児童相談所に弁護士を配置㉘㉙㉚）
- 8児童相談所で道警各地域方面本部との担当者ブロック会議を実施
- 児相における虐待通告案件について、道警・市町村等（要保護児童対策地域協議会）との情報共有（㉛）から開始
- 虐待予防ケアマネジメントシステムの研修、市町村に対する困難事例に関する技術的支援等
- 児童虐待の発生予防の観点から、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする者を早期発見するため、医療機関、市町村、保健所との連携を強化
 - ・養育者支援、医療機関連携システムによる情報提供数
㉗2,711件、㉘2,830件、㉙2,654件、㉚…2,737件

- 里親からの相談・援助の求めに応じて養育援助者を派遣し、生活支援や養育相談を実施
 - ・援助希望里親（派遣回数）：㉗9組（延べ23回）、㉙16組（延べ40回）、
㉙14組（延べ63回）、㉚3組（延べ5回）
- 児童家庭支援センター（道内8か所に設置）で、来所、訪問、電話により、相談を実施
 - ・相談件数（8か所）：㉗5,459件（1,638人）、㉙6,039件（3,467人）、
㉙6,811件（2,578人）、㉚6,302件（1,626人）
- 家族再統合研修を実施（入門研修）：㉗32人、㉙12人、㉚21人
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や一時保護等に関する情報（道ホームページによる相談窓口の周知、DV防止啓発カード、リーフレットの配付、パネル展）を提供
- 地域における連携を促進するため、配偶者暴力相談支援センター・児童相談所等の関係者により情報交換の会議を開催

【施策の効果】

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るための養育者支援保健・医療連携システム事業や子育て世代包括支援センターの全道展開をめざすことにより、児童虐待の発生予防に資しています。
- 街頭啓発やシンポジウムの開催等により、児童虐待防止の普及啓発が図られました。
- DVの未然防止のための啓発や被害者保護などの取組を推進するに当たり、関係部局、各地域や民間企業・団体との連携・協力を効果的に実施しました。
- 地域において、子どもやその家族に対する見守りや適切な支援に繋げるため、児童相談所への虐待通告案件について、道警察や要保護児童地域対策協議会など子どもに関わる関係機関の間での情報共有を開始しました。

【施策の課題】

- 児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの命が奪われるといった重大な事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっているため、子どもの命をも脅かす、決してあってはならない児童虐待の未然防止や早期対応に、引き続き取り組む必要があります。
- 児童虐待防止の推進のため、関係機関との連携、市町村の児童相談体制強化への支援や普及啓発等に引き続き取り組む必要があります。
- 本道の広域性や多様な相談への対応などを考慮し、引き続き、関係機関との連携や協力体制の充実を図っていく必要があります。

(4) 子育ち・自立のステージ

施策目標	主な取組
19 未来の親となる若者への就労支援	(48)若年者の雇用の安定
20 子どもの権利及び利益の尊重	(49)子どもの意見の適切な社会反映
21 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実	(50)児童養護施設等退所児童への自立支援

【主な施策の取組状況】

- 若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、専修学校を活用し中学生を対象とした就業体験の取組を支援 ⑦323講座、⑧318講座、⑨305講座、⑩318講座
- 北海道子どもの未来づくり審議会に「子ども部会」を設置し、知事へ建議
- 児童養護施設等を退所した子どもの自立に向け、就職した子どもに対する支度費や大学等に進学した子どもに対する支度費を支給
 - ・就職支度費 : ⑦54人、⑧49人、⑨61人、⑩39人
 - ・大学進学等自立生活支度費 : ⑦12人、⑧9人、⑨14人、⑩9人
- 児童養護施設等の退所者で安定した生活基盤の確保が困難な状況にある就職者又は進学者に対し、生活費等の貸付を実施 : ⑨12人
- 児童養護施設等への入所措置又は委託措置を受けていた者で、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、北海道児童養護施設退所者等自立生活援助事業により、22歳に達する年度末まで引き続き支援を実施。
 - ・社会的養護自立支援事業 : ⑨13人 ⑩40人 ・就学者自立生活援助事業 : ⑨3人 ⑩2人

【施策の効果】

- 就業体験の取組により、若年者の職業観・勤労観の早期形成が図られました。
- 子ども部会委員が少子化や子育て支援の現状を理解し、子どもの視点での意見やアイデア等を提言としてまとめ、施策に反映されています。
- 児童養護施設等退所児童に対し、進学のための貸付制度の活用促進や就職・進学に向けた就職支度費、大学進学等自立生活支援費を支給することにより、子どもの円滑な自立につながっています。

【施策の課題】

- 子どもの意見表明を適切に施策に反映する仕組みについて、さらに効果的な手法を検討する必要があります。
- 児童養護施設等退所児童の相談対応や情報提供等のアフターケアに引き続き取り組む必要があります。

施策目標	主な取組
22 子どもの健全育成等の促進	(51) 望ましい生活習慣確立のための意識啓発 (52) 児童館活動の促進 (53) 文化・スポーツ等に親しむ環境の整備 (54) 公園、遊び場の整備 (55) 食育等の普及 (56) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策充実

【主な施策の取組状況】

- 保護者をはじめとする地域住民が主体となって子どもの望ましい生活習慣の定着を図る取組を企画・実施する「子ども・地域サポート事業」の実施 ②46 市町村、③56 市町村
- 遊びを通じ健全育成をめざす児童館や児童センターの整備促進
 - ・児童館 ②125 か所 ③144 か所、児童センター ②121 か所 ③122 か所 ※札幌市除く
- 地域で読み聞かせやブックスタートの普及促進、北海道グローバル人材育成事業を実施
- どさんこ食育推進プランに基づき「食育」を総合的に推進、食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭を小学校等へ配置 ②436 人 ③439 人 ②326 人 ③324 人(札幌市除く)
- 人工妊娠中絶、性感染症、飲酒等などの思春期保健対策の充実のためのピアカウンセリングなどを取り入れた健康教育、道立保健所による思春期相談を実施。
(相談件数：②177 件、③506 件、②475 件、③451 件)

【施策の効果】

- 児童館等の活動の推進により、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成が図られました。
- 市町村の保健、産業振興、教育など関係部署の連携が図られ、食育推進計画作成市町村数が増加し、また、栄養教諭の任用などが進み、学校における食育が推進されました。
- 相談体制の充実により思春期の様々な悩みを受け止め、子どもの心身の健康増進を図りました。また、薬物乱用防止教室の実施校数が年々増加しており、多くの児童・生徒に薬物の危険性について啓発できました。

【施策の課題】

- 児童館における遊び及び健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知識・社会的適応能力を高め、情操を豊かにする役割が求められています。
- すでに食育の取組が行われている市町村や担当部署の人員が不足している市町村の計画作成に向けた誘導が必要です。
- 全国的に若年者による大麻などの乱用事犯が増加していることから、引き続き、広く啓発する必要があります。

施策目標	主な取組
23 教育環境の整備	(57)キャリア教育等の推進 (58)地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備 (59)家庭及び社会教育への支援の促進 (60)いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備 (61)経済的負担の軽減

【主な施策の取組状況】

- 学校教育におけるキャリア教育等の充実のため、高校生インターンシップ推進事業や教員研修を実施
 - ・ インターンシップの全日制道立高校生の参加
㉗20,822人、㉘21,085人、㉙20,240人、㉚19,289人
- 「新たな高校教育に関する指針」（「これからの中高生づくりに関する指針」（H30.3～））に基づき、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた魅力ある高校づくりを推進
- 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校等の管理運営のため助成
- 「北海道家庭教育サポート企業等制度」の協定締結企業等の拡大を図り、家庭教育を支援するための職場環境づくりを推進 ㉗2,061社、㉘2,262社、㉙2,359社、㉚2,424社
- 体験活動・ボランティア活動支援センターを設置し、体験活動に関する情報を収集・提供するとともに、学校や地域社会の連携によって、子どものボランティア活動等への参加を促す活動を支援
- 臨床心理士等のスクールカウンセラーを小学校、中学校、高校、特別支援学校等に配置するとともに、問題を抱えた児童生徒の問題解決のため、社会福祉士等のスクールソーシャルワーカーを配置
- 不登校児童生徒の学校復帰のため、適応指導教室、民間の施設や学校が連携した指導方法・対処法などの協議を行う不登校児童生徒支援連絡協議会の開催（各年度1回開催）
- 子どもや保護者からの相談対応、関係機関との連携等により、問題解決につなげる支援を行うため、子ども相談支援センターの設置・相談の実施
- いじめの防止等に關係する機関・団体の連携を図るため、北海道いじめ問題対策連絡協議会を開催（㉗2回 ㉘1回 ㉙2回 ㉚2回）したほか、各教育局で地域いじめ問題等対策連絡協議会を開催
- 児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、ひきこもり・不登校児童の家庭に、メンタルフレンドを派遣
- 子どもの居場所づくりを行う市町村に対する補助
㉘2市町村 ㉙7市町村 ㉚5市町村

○ネットパトロール講習会等指導者養成研修会等の実施

- ・ネットパトロール講習会：㉗15回（329名）、㉙15回（301名）、
㉙14回（269名）、㉚14回（260名）
- ・保護者講習会
：㉗49回（2,299名）、㉙82回（6,980名）、
㉙24回（1,982名）、㉚28回（1,641名）

○経済的理由で就学困難な生徒に対し、奨学資金等を貸し付けることにより経済的負担を軽減

- ・公立高等学校奨学資金貸付金：㉗1,630人、㉙1,293人、㉚1,065人、㉚851人
- ・公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付金
㉗106人、㉙82人、㉙89人、㉚69人
- ・私立高等学校等奨学事業（貸付金）：㉗2,994人、㉙2,666人、㉚2,277人、㉚1,952人
- ・私立高等学校等奨学事業（入学資金貸付金）：㉗139人、㉙145人、㉚107人、㉚81人

【施策の効果】

○高校生インターンシップ推進事業の実施により、学校と地域や産業界等との連携が図られました。

○家庭教育サポート企業等制度により、働く世代の方々に家庭教育の必要性・重要性について啓発し、企業内において家庭教育に対する意識付けが図されました。

○体験活動ボランティア活動支援センターが毎月管内別に情報を発信することにより、参加希望者へ効果的に情報提供することができました。

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、相談体制の充実が図られました。

○子ども相談支援センターにおける相談対応により、児童生徒や保護者へ課題解決につなげる支援を実施することができました。

○ネットパトロール講習会実施の効果もあり、インターネット上の不適切な書き込みの検出数が減少するなど、着実に効果が表れています。

【施策の課題】

○いじめや不登校の未然防止や早期対応のため、相談体制の一層の充実が必要です。

○依然として多くの児童生徒がいじめに苦しんでいる状況にあり、学校だけでは解決できない場合もあるため、引き続き関係機関・団体における連携を図ることが必要です。

○不適切な書き込みは減少しているものの、ネット上の個人情報の公開は後を絶たず、いじめや中傷につながることから、ネットパトロール講習会の継続実施等による、ネットトラブルの未然防止や早期発見・早期対応が必要です。

○少子化等の影響もあり、奨学資金貸付実績については年々減少傾向にあるため、学校での啓発活動等の充実等を図るなど道民への周知が必要です。

施策目標	主な取組
24 若者への雇用環境の整備	(62)若者の就業支援体制の整備 (63)若者が地域にとどまり、働く就労の場の創出

【主な施策の取組状況】

- 若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、専修学校を活用し中学生を対象とした就業体験の取組を支援
 - ⑦323 講座、⑧318 講座、⑨305 講座、⑩318 講座
- 高等技術専門学院において、訓練生の実践的な技能・技術の習得と産業界のニーズに応じた人材の育成を図ることを目的に職業訓練（施設内訓練）を行い、訓練生を対象としたインターンシップを実施
 - ・職業訓練（施設内訓練）：⑦34 科目・⑧34 科目・⑨33 科目、⑩33 科目
 - ・インターンシップ：⑦331 人・⑧292 人・⑨271 人、⑩261 名
- 若年労働者の雇用対策のため、職業安定機関、教育機関、経済団体等との密接な連携のもとに、地域の就職支援体制を整備し、面接機会を提供
 - ⑦13 回、⑧12 回、⑨12 回、⑩12 回
- 高卒未就業者等の若年者に対し、職業訓練と企業実習を一体化させた実践的な職業能力開発（デュアルシステム訓練）を実施
 - ⑦11 コース、⑧13 コース、⑨9 コース、⑩5 コース
- 私立専修学校等へ支援することにより、実践的職業教育の促進や修学上の経済負担の軽減等を図るなど、生徒が質の高い職業教育を受ける機会の確保
- 農業を担う青年農業者等の育成・確保を図るとともに、新規就農者向け農業基礎講座や交流会などの開催、青年農業者グループの活動支援等を実施
 - ・新規就農者向け研修会の開催：⑦3回、⑧4回、⑨3回、⑩4回
- 北海道漁業就業支援協議会を中心とした新規就業者の確保に向けた情報提供の充実・強化を図るとともに、漁業研修所などを活用した新規就業者に対する技術や知識の習得を促進
 - ・総合研修の開催：⑦47 人、⑧45 人、⑨34 人、⑩38 人

【施策の効果】

- 新規学卒者の就職内定率が上昇傾向にあるとともに、新規学卒就職者の就職後3年以内離職率も下降傾向にあるため、就業支援による一定の効果がありました。
- 就業体験の取組により、若年者の職業観・勤労観の早期形成が図られ、高等技術専門学院において、訓練生の実践的な技能・技術の習得と産業界のニーズに応じた人材の育成が図られ、また、実践的な職業能力開発により、安定就労へ円滑な移行が図られました。

- 学校で実施した授業料軽減事業に対する助成により、教育機会の確保や、経済的負担の軽減が図られました。
- 近年、本道の新規就農者数は600人弱で推移しており、それら新規就農者が研修会や交流会、青年農業者グループ活動に参加することにより、知識・技術の向上や情報交換・仲間づくりにつながりました。
- 漁業研修終了者は、本道の水産業の次代の担い手として、また、各地域の漁村のリーダーとして活躍しています。

【施策の課題】

- 新規学卒就職者の就職後3年以内離職率低下傾向にあるものの、全国に比べ高い状況にあるので、引き続き、関連施策を展開していく必要があります。
- 一人でも多くの新規就農者が参加できるよう、今後とも、普及センターなど地域の関係団体と連携し、取り組みを進めていく必要があります。
- 漁業就業者が減少・高齢化する中、漁業就業フェアによる就業機会の提供や各種研修等の実施による新規就業者を確保していく必要があります。

(5) 地域の環境づくりのステージ

施策目標	主な取組
25 社会全体による取組の推進	(64) 少子化対策に関する推進体制の整備 (65) 地域における取組への支援 (66) 子育て支援団体等の活動の促進 (67) 地域住民等による地域ぐるみの取組の促進

【主な施策の取組状況】

- 子育て支援団体や地域子育て支援拠点の従事者、一般の方などを対象に、地域の子育て支援活動の活性化やネットワークの形成を図るために「子ども・子育て応援セミナー」を開催（㉗㉘）
- 地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等に対し表彰（ほっかいどう未来輝く子育て大賞）：㉗3団体、㉘2団体・1個人・1企業
㉙4団体、㉚3団体・1企業
- 地域の[せわづき・せわやき隊]の組織化を図り、子育てボランティアの参加意識を醸成
- 「北海道すきやき隊（子育て応援団）」の登録促進
 - ・登録企業等数：㉗101企業等、㉘101企業等、㉙107企業等、㉚103企業等
- 子育て世帯が買い物や施設利用の際に特典が受けられる「どさんこ・子育て特典制度」の導入促進　・導入市町村数：㉗54市町村、㉘179市町村、㉙179市町村、㉚179市町村
- 第三期計画の内容や少子化対策の取組の普及啓発を図るため、全振興局管内及び札幌市において、「少子化対策パネル展」を開催
- 高齢者が増加する中で、地域での身近なボランティア活動や交通安全活動、世代間交流における地域伝承活動等を行う老人クラブの取組を支援

【施策の効果】

- 市町村との連携により、地域の課題や先進的な取組などの情報共有ができました。
- 少子化対策パネル展やせわづき・せわやき隊、どさんこ・子育て特典制度の取組により、道の少子化対策の周知・広報、子育て支援の必要性についての市町村との協働、地域における活動の促進が図られました。

【施策の課題】

- 地域における子育てを支援する取組が一層進むよう、引き続き、市町村や活動団体等への支援が必要です。
- せわづき・せわやき隊等の登録件数の拡大に向けて、活動事例の情報共有などを積極的に行っていく必要があります。

施策目標	主な取組
26 教育環境の整備	(68)木育の促進
27 生活環境の整備	(69)子育てに配慮した住宅の供給促進 (70)安全な道路交通環境等の整備 (71)子育てバリアフリー等の整備 (72)犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進

【主な施策の取組状況】

- 地域材を活用した学校関連施設等の木造化・内装木質化（㉗㉘㉙）
- 子どもからお年寄りまで安心して暮らせる住まいの実現を目指として計画的に道営住宅を整備
- 子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅の登録や賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談などの生活支援を行う居住支援法人の指定により、子育て世帯の民間賃貸住宅への入居に関する支援を実施
- 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき公共的施設において、授乳用のスペースの設置など、生活空間全体のバリアフリー化を推進
- 授乳やおむつ交換ができる場所を有する施設を「北海道赤ちゃんのほっとステーション」として登録
 - ・登録数：㉗275 施設、㉘279 施設、㉙290 施設、㉚322 施設
- 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（スクールガードリーダーの巡回指導事業、スクールガード育成講習会事業、スクールガード養成講習会事業、子どもたちの見守り活動事業）を実施。
- 北海道青少年健全育成条例に基づき、有害情報の制限やインターネットの利用に係る健全な環境の整備などの諸対策を推進（立入調査、有害情報対策（道民フォーラム））
- 学校や地域の実情に応じた安全教育の普及や子どもを守る体制の整備（㉘㉙㉚）
 - ・学校安全教室：㉘3管内、㉙3管内、㉚3管内
 - ・学校安全推進会議：㉘14管内、㉙14管内
- 学校、保護者、関係機関等が連携した防犯等に関する実践資料の作成・配布（㉘㉙㉚）

【施策の効果】

- 学校関連施設などの公共施設の木造化・木質化により、道民が木材にふれあう機会が創出されました。
- 子育て世帯が民間賃貸住宅に入居しやすい体制が整備されました。

- 子どもに対する交通安全教育の一層の充実を図ることができました。
また、ボランティアの協力による通学路の安全確保など、関係機関や地域との連携を強化することができました。
- 地域と連携した取組等を掲載した安全教育実践事例集の作成及び活用を促進し、安全教育の推進に資することができました。
- 北海道福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化の推進、北海道赤ちゃんのほっとステーション登録等促進事業により、乳幼児を抱える親子が安心して外出できる環境整備が図られました。
- 道民フォーラムにより、インターネットのトラブルや安全・安心な利用に関する意識醸成が図られました。

【施策の課題】

- 子育て世帯等の入居を拒まない住宅の登録の更なる供給促進のため、制度の普及啓発が必要です。
- 全ての市町村において、通学路交通安全プログラムを策定する必要があります。
- 北海道赤ちゃんのほっとステーションについて、企業・団体に対する登録促進の一層の働きかけが必要です。

施策目標	主な取組
28 市町村における取組の支援	(73)定住や移住促進に向けた取組への支援 (74)総合振興局・振興局による市町村支援

【主な施策の取組状況】

- 移住希望者の総合相談窓口となる「北海道ふるさと移住定住推進センター」を東京で運営、特定の地域を集中的にPRしセミナーや個別相談会を開催する「北海道ウィーク」を実施。 (㉗㉙㉚)
- 北海道への移住を促進するため、就業体験と体験移住をセットにした移住希望者と市町村のマッチング事業(㉗12市町、㉘7市町、㉙5市町村、㉚5町)を実施。
- 民間や市町村主体の移住施策を促進し官民連携した取組を主導する「官民連携加速プロデューサー」をNPO法人住んでみたい北海道推進会議に配置 (㉘㉙㉚)
- 道外からの人材誘致を促進するため、U・Iターン求人求職情報提供システムによる求人・求職情報の提供を行うとともに、大都市圏の大学の就職相談会や民間就職説明会において道内求人情報の提供
 - ・U・Iターン求人求職情報提供システム
 - 就職決定者 : ㉗17人（うち、U・Iターンフェア9人）、
㉘10人（うち、U・Iターンフェア3人）、㉙7人、㉚2人
 - ・首都圏、関西圏の民間就職説明会への参加（開催場所：東京都、大阪府、愛知県）
 - ㉗就職決定者：3名 ㉘就職決定者：5名 ㉙就職決定者：3名 ㉚就職決定者：2名
- 少子化対策圏域協議会を全振興局で運営

【施策の効果】

- 北海道ふるさと移住定住推進センターの認知度が高まり、相談件数が増加しており、官民連携加速プロデューサーの配置や地域資源を活かした仕事の掘り起こしにより、移住施策の推進が図られました。
- 北海道U・Iターンフェア等各事業を通じ、多くのU・Iターン希望者に道内求人情報の提供を行い、U・Iターン就職の促進が図られました。

【施策の課題】

- 市町村独自で開催する移住イベントでは、集客に苦労することが多く、幅広く多くの方に事業をPRすることが必要です。
- 道内高校卒業者の約3割が道外の大学に進学するなど道外への流出が続き、道内産業の人手不足な顕著となっており、引き続き、道外からU・Iターンの促進を図っていく必要があります。

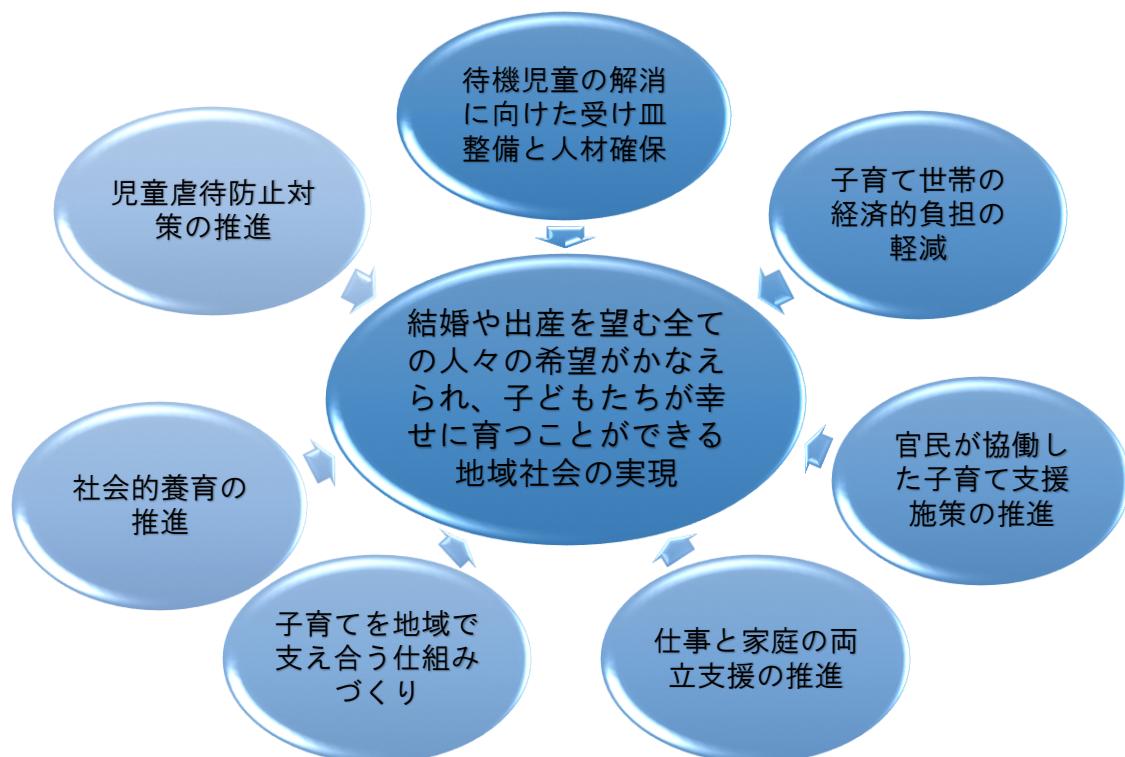
第4 第四期計画策定の考え方

1 現状や評価を踏まえた今後の対応

現状や評価を踏まえると、女性の就業率の向上や、「安心して子どもを育てられる環境」と感じている人の割合の増加といった一定の効果が認められますが、本道の合計特種出生率は、全国と比較し、依然として低い状況にあります（㉞1. 27）。

幼児教育・保育、高等教育等の無償化や働き方改革により、出生率の増加が期待されることや児童虐待、子どもの貧困、社会的養育の推進など、最近の社会情勢を踏まえ、当面（今後5年間）の方向性として、①子育て家庭にとって働きやすく子育てしやすい環境づくり、②子どもにとって希望する修学や就業を選択し挑戦できる環境づくりの2つが重要です。

第四期計画では、これら2つの環境づくりを進める上での「基本目標」を定め、その達成に向けた視点を整理し、具体的な取組と指標を設定します



2 計画の基本目標

少子化対策を長期にわたり進めていくためには、施策の効果を的確に検証し、住民の理解促進や意識改革を進める観点などから、だれにでもわかりやすい目標を設定し、取り組むことが重要であることから、計画の基本目標を設定するとともに、関係法令に基づき、道が定めることとされている事項及び少子化対策に関連する指標などを設定し、府内や関係機関との連携のもと、その計画的な推進や効果の検証などを通じ、目標の実現を図っていきます。

(1) 計画の基本目標

「結婚や出産を望む全ての人々の希望がかなえられ、子どもたちが幸せに育つことのできる地域社会の実現」を基本目標に掲げ、各般の施策を進めていくこととします。

この基本目標の達成に向けて、本計画期間（R2～R6）内においては、「安心して子どもを育てられる環境の向上（各種調査による、環境が整っていると思う人の割合H30:54.4%）の増加）を図るとともに、出生率を全国平均まで引き上げることの2つを目標として設定します（H30:全国1.42、道:1.27）。

(2) 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に定めることとされている事項

子ども・子育て支援法により国が定めた「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的指針」に基づき、都道府県が子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている指標等。

①都道府県設定区域

広大な本道にあっては、子どもたちが居住している市町村内において教育・保育や各種の子育て支援サービスなどを受けることができる体制を構築することが望ましいことから、道では179市町村を単位として区域を設定します。

なお、この区域は、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の単位となるものであり、需給調整に当たっては、国の基本方針に基づき行うこととします。

②各年度における教育・保育の量の見込み等

市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、道が設定した区域ごとに、子どもの認定区分に応じた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）に係る必要利用定員総数などを定めます。

放課後児童クラブなど市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に関して、計画期間中に達成すべき目標事業量を定めることとします。

③各年度における認定こども園の目標設置数

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況などによらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、地域住民の利用希望などに沿って利用が可能となるよう、道が設定した区域ごとに目標設置数などを定めます。

④特定教育・保育施設及び特定地域型保育を行う者の見込み数

教育・保育の提供が必要な子どもの数を定めた市町村子ども・子育て支援事業計画を基本として、現行の認定こども園や幼稚園、保育所の施設数などを勘案し、必要となる保育教諭、幼稚園教諭、保育士及び家庭的保育者等の見込み数を定めます。

（3）「都道府県社会的養育推進計画」に定めることとされている事項

平成28年改正児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記されました。

こうした改正児童福祉法の理念を具現化するため、国が設置した検討会で「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

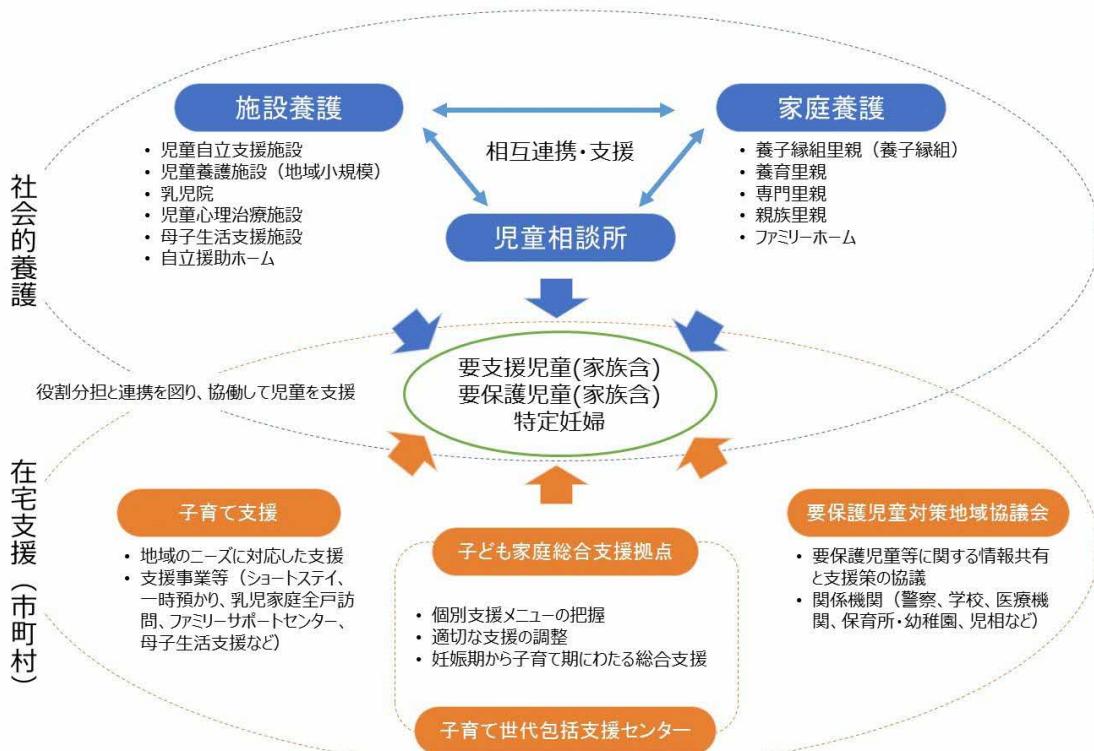
この「新しい社会的養育ビジョン」では、「家庭養育優先原則」を実現するためには、市町村における子どもや家庭への支援の充実を図るために体制構築や代替養育を必要とする子どもの養育の受け皿となる里親を増やし、質の高い里親養育を包括的に行うフォースターリング機関の確保等の取組を行うこと、家庭復帰が困難な子どもについて、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシ-保障として、特別養子縁組を推進することのほか、子どもが成人になった際に自立できる社会的基盤の整備が必要とされています。

これを受け、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に記載されている国の示す方向性と北海道の現状を踏まえて、第三期計画を見直し、子どもの最善の利益の実現に向けた、社会的養育の体制整備を推進するための基本的な考え方と全体像を示した「北海道社会的養育推進計画」を策定します。

社会的養育推進計画の基本的な考え方



社会的養育の全体像



(4) その他の目標

道の独自項目など第三期計画で設定した項目の目標事業量や他の計画において指標として設定している項目など、計画期間中に達成すべき目標を設定する必要がある項目について、目標を定めることとします。

3 目標達成に向けた重点的な視点

現状や評価を踏まえた今後の対応に記載したとおり、基本目標達成のため、施策推進のための7つの視点を以下のとおり定めることとし、重点的に推進していきます。

【第1の視点】待機児童の解消に向けた受け皿整備と人材確保

本道の女性の就業率は増加傾向にあり、特に35歳～44歳の就業率が大きく伸びているなど、子育て世代の就業者が増加しています。

こうした保育所など受け皿の確保が必要な状況を受け、保育所等の整備に努めていますが、女性の就業率の向上に伴い保育所利用希望が継続して増加していることや保育士を確保できず、定員までの受入が困難な状況にあることなどにより、待機児童が発生しています。

この待機児童の解消のため、受け皿整備と人材の確保が重要なことから、以下の取り組を推進していきます。

【主な取組】

- 市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育所及び認定こども園の計画的な整備や地域型保育事業の実施並びに人材の確保などを進め、サービス提供体制の確保を図るとともに、利用者に対する情報の提供や公表を行います。
- 様々な働き方や生活実態に応じた保育サービスが受けられるよう、地域における延長保育、病児・病後児保育や預かり保育、地域型保育事業など多様な子育て支援サービスの提供体制の整備を支援するとともに、利用者に対する情報提供を行います。

【第2の視点】子育て世帯の経済的負担の軽減

道ではこれまで、子育て世帯の経済的な負担軽減に取り組んできましたが、道民意識調査結果によると、理想の子どもを持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから（@59.2%）」が最も多くなっているなど、子育て世帯の経済的負担感が高い状況です。

このため、幼児教育、高等教育等の無償化も踏まえ、子育て世帯の経済的負担の軽減のため、以下の取組を推進していきます。

【主な施策】

- 幼児教育・保育の無償化などの国の制度を活用しながら、出産を控えた世帯や多子世帯などへの生活支援を実施するなど、子育て世帯に対する経済的負担の軽減に努めます。
- 子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。
- 医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる特定不妊治療への経済的支援を行います。

【第3の視点】官民が協働した子育て支援施策の推進

子育てしやすい環境づくりを進めるためには、官民が協働した取り組みが必要です。このため、以下の取組を推進していきます。

【主な施策】

- 地域における子育てを応援する気運の醸成を推進するため、「どさんこ・子育て特典制度」などの子育て支援活動を幅広く展開し、地域の子育て力を高め、子育てしやすい環境づくりを促進します。
- 授乳やおむつ交換ができる施設を登録・紹介する「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録促進事業の更なる拡大をめざし、公共施設や店舗、企業等に積極的に働きかけ、親子が安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、子育て世帯に配慮した様々な企業等のサービス情報をサイト等の活用により、わかりやすく情報発信を行います。

【第4の視点】仕事と家庭の両立支援の推進

子育て家庭にとって働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めるためには、仕事と家庭の両立支援を推進することが重要です。

本道は、女性の就業率は増加傾向にありますが、男性の育児休業制度取得率などは依然低い状況であることから、企業における働き方改革の取り組みや仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備、女性活躍に向けた各種施策について、以下のとおり推進していきます。

【主な施策】

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や届出とその積極的な実施について企業に働きかけるとともに、国や関係機関との連携による企業の取組を多方面から支援します。
- 仕事と家庭の両立支援の取組や、女性の職業生活における活躍推進の取組を評価基準の一つとした「北海道働き方改革推進認定制度」を平成31年3月に創設し、認定企業の取組を広く紹介するほか、各種優遇制度を活用し、多くの企業への取組普及を図ります。
- 仕事と育児、介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進め、仕事と家庭の両立のための制度の定着促進を進めます。

【第5の視点】子育てを地域で支え合う仕組みづくり

子育て世帯を地域全体で支えるためには、行政機関や子育て支援に取り組む団体などが、その専門性や立場を超えて、地域の中でともに手を携えていくことが重要であり、地域に点在化している支援を面としてつなぎ、ネットワークを形成していくことが不可欠であることから、以下の取組みについて、推進していきます。

【主な施策】

- 市町村が整備を進める「子育て世代包括支援センター」なども活用しながら、身近な地域において、妊娠前から子育てに至るまでのそれぞれのライフ・ステージの中で抱える悩みに的確に対応し、必要な情報を迅速に提供する体制を整備します。
- 子育て世帯が身近な場所で気軽に相談することができるよう、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等を行う地域子育て支援拠点の設置を促進します。
- 地元企業や教育機関等と連携し、様々な既存の地域資源も活用しながら、高齢者や障がいのある方、子ども等、地域住民が集い活動する「共生型地域福祉拠点」の整備を通じて、子育てを地域全体で支える取り組みを推進します。
- 子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりを進めるとともに、子どもや保護者の声をしっかりと受け止める仕組みづくりなどについて検討します。
また、支援を必要としている全ての子どもに「支援情報」を届ける手法について、検討します。

【第6の視点】社会的養育の推進

平成28年の児童福祉法改正、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正を受けて、平成29年8月「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、新たに「都道府県社会的養育推進計画」を策定することになったことを踏まえ、以下の施策に取り組んでいきます。

【主な施策】

- 児童相談所が対応した子どもの権利擁護の観点から、「子どもの権利ノート」を活用し、当事者である子どもの意見聴取等が着実に行われるよう取組を進めるとともに、児童養護施設等における子どもの意見聴取等の機会の確保を促進します。
- 各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所から受託しての指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。
- 虐待などによって、家庭での生活ができない子どもが「家庭と同様の環境」で支援を受けることができるよう、里親やファミリーホームの制度について広く周知することにより、担い手となる人材の確保を図ります。
- 乳児院・児童養護施設や里親会などの地域資源を活用しながら、行政と民間が一体となったフォースタッキング業務の実施体制の構築を進め、里親への支援の充実を図ります。
- 家庭において養育することが困難又は適当ではない子どもについて、子どもの最善の利益を最優先に考え、必要な場合には、養子縁組や特別養子縁組に向けた対応を適切に進め、永続的で安定した養育環境の提供に努めます。
- 児童養護施設等で暮らす子どもたちが、できる限り良好な家庭的環境で支援を受けられるよう、体制整備や人材育成の取組に対する支援を行います。
- 児童養護施設等退所児童の職場への定着や就学の継続を支援するため、家賃や生活費の支給を行うとともに、各施設に担当職員を配置し、相談対応や情報提供等のアフターケアの充実を図ります。

【第7の視点】児童虐待防止対策の推進

児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっている中、道では、子どもの命をも脅かす、決してあってはならない児童虐待の未然防止や早期対応を図るため、以下の取り組みを推進していきます。

【主な施策】

- 児童相談所において、専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。
- 地域の関係機関において、子どもの育ち・生活環境に関する情報共有や支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。
- 地域において、子どもやその家族に対する見守りや適切な支援が行われるよう、児童相談所への虐待通告案件について、道警察や要保護児童地域対策協議会など子どもに関わる関係機関の間での情報共有を徹底します。
- 居住実態が把握できない子どもの発生を未然に防止するとともに、発生した際の子どもの安全確認が円滑に進むよう、市町村や児童相談所をはじめ関係機関の連携の強化を図ります。
- 児童相談所の設置を希望する中核市に対しては、道と市による職員交流や研修機会の確保などにより、円滑な業務開始に向けた支援を行います。

第5 計画推進のための取組と指標の設定

1 第四期計画の施策目標と取組

少子化対策は、経済・雇用や地域医療・福祉、地域振興、教育など、様々な分野と深く関わっており、本計画においては、条例で定める11本の基本的施策を中心に、社会全体で子育て世代を支える「子どもや子育てをみんなで応援する」ステージのほか、「妊娠や出産を支援する」、「子育てを支援する」、「子育ちや自立を支援する」3つのライフステージの4ステージを設定し、各ステージに盛り込まれた少子化に関連する施策や事業を総動員し、官民一体となった取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

子どもや子育てをみんなで応援する	社会全体による取組の推進	結婚支援に関する情報提供 妊娠・出産に関する情報提供 子育てに関する情報提供 少子化対策に関する推進体制の整備 地域における取組の支援 子育て支援団体等の活動の促進 父親の育児への積極的参加の促進 官民協働による地域全体での取組の促進 次世代教育の推進	○	○	○	○	○
	若者への就業支援	若年者の雇用の安定 若者の就業支援体制の整備 若者が地域にとどまり、働く就労の場の創出	○	-	-	-	-
	結婚を望む方への支援	適切な情報提供や相談体制の整備 広域連携による結婚サポート事業の推進	○	-	-	-	-
	生活環境の整備	子育てに配慮した住宅の供給促進 安全な道路交通環境等の整備 子育てバリアフリー等の整備 犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進	○	-	-	-	-
	就業環境の改善	企業等における取組の促進 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進 両立のための環境整備 積極的な企業に対する優遇制度の推進 パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備	○	-	-	-	-
	男女平等参画の推進	広報・啓発活動の充実 家庭における男女平等教育の推進 仕事と家庭が両立できる働き方改革 働きたい女性の就労・雇用継続支援 相談業務の充実	○	-	-	-	-
	市町村等関係機関との連携や取組への支援	定住や移住促進に向けた取組への支援 住民主体による支え合いの地域づくり 総合振興局・振興局による市町村支援	○	-	-	-	-
	国の施策に関する提案	少子化対策の抜本強化・拡充 子育て支援等に係る施策の充実 子どもの安全・安心の確保	○	○	○	○	○
	妊娠・出産に関する支援体制の整備	母子保健サービスの推進体制の整備 相談体制等の整備 産後ケア体制の充実 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	○	○	-	-	○
	周産期医療体制の整備	総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備 産婦人科医師の確保等					
妊娠支援や出産をする	不妊・不育治療等への支援	相談体制の整備 経済的負担の軽減					

		施策の目標	次世代	母子	子ども	ひとり親	社会的養育
子 育 て を 支 援 す る	待機児童の解消等	保育サービスの充実	○	-	○	-	-
		教育・保育を支える人材の確保					
	幼児教育・保育の充実	教育・保育の一体的提供の促進	○	-	○	-	-
		多様な保育サービスの提供					
		教育・保育の質の向上					
		良質なサービスの確保					
		子育て支援等に関する情報提供					
	放課後児童の健全育成	放課後児童の健全育成	○	-	○	-	-
	地域における子育て支援体制等の充実	子育て支援拠点等の整備	○	-	○	-	-
		相談体制の整備					
	ひとり親家庭等への支援の充実	相談支援の充実	○	-	-	○	-
		子育て・生活支援の充実					
		就業支援の充実					
		養育費の確保支援					
		経済的支援の充実					
	社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充【社会的養育】	母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実	○	-	-	-	○
		当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）					
		市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組					
		里親等への委託の推進に向けた取組					
		バーマンセンター保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組					
		施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組					
		一時保護改革に向けた取組					
		児童相談所の強化等に向けた取組					
		障がい等のある子どもへの支援等の充実		○	-	-	-
		障がい児への支援等		-	-	-	-
	乳児及び幼児等の健康の確保	小児医療の提供体制の整備	○	○	-	-	-
		母子保健サービスの推進体制の整備					
		食育の推進					
	子育て世帯の経済的な負担の軽減	経済的な負担の軽減	○	○	-	-	-
	総合的な虐待防止対策の推進	虐待防止対策等に関する普及啓発	○	-	-	-	○
		児童相談所・市町村等関係機関が一体となった児童相談体制の強化					
		養育支援を必要とする家庭の早期把握や支援のための体制整備					
		里親による養護援助体制の整備					
		児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備					
		被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援					
		配偶者暴力相談支援センターとの連携					
子 育 ち や 自 立 を 支 援 す る	子どもの権利及び利益の尊重	子どもの意見の適切な社会反映	○	-	-	-	○
		総合的な虐待防止対策の推進					
	社会的養育を必要とする子どもへの支援の充実	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	○	-	-	-	○
		一時保護改革に向けた取組					
	子どもの健全育成等の促進	望ましい生活習慣確立のための意識啓発	○	-	-	-	-
		児童館活動の促進					
		文化・スポーツ等に親しむ環境の整備					
		公園、遊び場の確保					
		食育等の普及					
	教育環境の整備	学童期・思春期から成人期に向けた保健体制の充実	○	-	-	-	-
		キャリア教育等の推進					
		地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備					
		家庭及び社会教育への支援の促進					
		いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備					
		経済的負担の軽減					
		木育の推進					

※施策の目標を達成するための取組の実施に当たっては、計画期間中における社会経済情勢の変化等を勘案しながら対応していく。

2 第四期計画における目標設定項目

①学校教育や保育を必要とする量の見込みと確保方策

確保方策	令和2年度						令和3年度					
	幼児期の学校教育を希望する子ども		保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども	保育を必要とする子ども		1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
	3歳以上	1・2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)
量の見込み	56,154 (14,706)	47,260	31,108	7,556	54,782 (14,353)	46,759	30,688	7,520				
認定こども園・幼稚園・保育所	63,125	49,938	26,596	7,604	62,172	50,992	27,420	7,823				
特定地域型保育事業			3,027	866			3,131	875				
幼稚園及び預かり保育施設	3,362	5,400	172	0	3,330	5,400	172	0				
認可外保育施設		2,761	1,292	168		2,676	1,282	170				
企業主導型保育施設(地域拠点)		463	726	305		464	726	306				
計	66,487	58,562	31,813	8,943	65,502	59,532	32,731	9,174				

確保方策	令和4年度						令和5年度					
	幼児期の学校教育を希望する子ども		保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども	保育を必要とする子ども		1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
	3歳以上	1・2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)
量の見込み	52,678 (14,019)	45,656	30,418	7,487	51,200 (13,822)	44,998	30,062	7,452				
認定こども園・幼稚園・保育所	61,749	51,910	28,071	7,971	61,454	52,590	28,553	8,061				
特定地域型保育事業			3,285	905			3,318	922				
幼稚園及び預かり保育施設	3,403	5,393	172	0	3,266	5,387	172	0				
認可外保育施設		2,640	1,255	173		2,633	1,249	178				
企業主導型保育施設(地域拠点)		464	726	305		463	726	305				
計	65,152	60,407	33,509	9,354	64,720	61,073	34,018	9,466				

確保方策	令和6年度					
	幼児期の学校教育を希望する子ども		保育を必要とする子ども			
	3歳以上	1・2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)
量の見込み	49,632 (13,600)	44,184	29,848	7,407		
認定こども園・幼稚園・保育所	61,335	52,467	28,542	8,080		
特定地域型保育事業			3,319	939		
幼稚園及び預かり保育施設	3,238	5,382	172	0		
認可外保育施設		2,626	1,242	178		
企業主導型保育施設(地域拠点)		463	726	305		
計	64,573	60,938	34,001	9,502		

注 1 「幼児期の学校教育を希望する子ども」のうち、保育も必要とする3歳以上の内数として括弧内に再掲しており、その確保方策は1号認定（「認定こども園・幼稚園」「幼稚園及び預かり保育」）及び2号認定（認定こども園）を合わせて適切な保育サービス提供体制の確保を図ることとされている。

2 「特定地域型保育事業」：家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育を行う事業

②認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業

項目	平成30年度実績	目標事業量等	目標年次
認定こども園設置数	345か所	519か所	令和6年度
延長保育	837か所	1,036か所	令和6年度
病児・病後児保育	62か所	89か所	令和6年度
一時預かり事業	1,048か所	1,296か所	令和6年度
幼稚園型	580か所	668か所	令和6年度
幼稚園型以外	468か所	628か所	令和6年度
子育て短期支援	39市町村	41市町村	令和6年度
利用者支援事業	46市町村	93市町村	令和6年度
基本型・特定型	28市町村	55市町村	令和6年度
母子保険型	29市町村	70市町村	令和6年度
放課後児童クラブ	1,032か所	1,057か所	令和6年度
地域子育て支援拠点	405か所	428か所	令和6年度
ファミリー・サポート・センター	65市町村	68市町村	令和6年度

③その他目標設定項目

該当ページ	ステージ	施策目標	数値目標項目	平成30年度実績	目標事業量	目標年次	
				新規・継続の別	新規設定の場合理由		
62	子どもと子育てをみんなで応援するステージ	■社会全体による取組の推進	○子育てに関する情報提供	子育て世代包括支援センター設置市町村数	36市町村	全市町村	令和6年度
					新規設定	計画期間内速やかな設置を目指す	
63	子どもと子育てをみんなで応援するステージ	■社会全体による取組の推進	○官民協働による地域全体での取組の促進	せわづき・せわやき隊等の組織化	95市町村	全市町村	令和6年度
					継続設定	—	
63	子どもと子育てをみんなで応援するステージ	■社会全体による取組の推進	○次世代教育の推進	次世代教育のための出前講座実施数(実施校)	28校(H30単年)	延べ120校	令和6年度
					継続設定(内容見直し)	実施数(大学)から高校等も追加した実施校に変更	
65	子どもと子育てをみんなで応援するステージ	■生活環境の整備	○安全な道路交通環境等の整備	地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小: 100.0% 中: 99.6%	100.0%	令和6年度
					継続設定	—	
66	子どもと子育てをみんなで応援するステージ	■生活環境の整備	○子育てバリアフリー等の整備	「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録施設のある市町村数	86市町村	全市町村	令和6年度
					継続設定	—	
67	子どもと子育てをみんなで応援するステージ	■就業環境の改善	○両立のための環境整備	女性(25~34歳)の就業率	74.5%	全国平均値以上	令和6年度
					継続設定	—	
67	子どもと子育てをみんなで応援するステージ	■就業環境の改善	○両立のための環境整備	育児休業制度取得率	男性 3.5% 女性 91.3%	男性 12.0% 女性 90.0%	令和6年度
					継続設定	—	
67	子どもと子育てをみんなで応援するステージ	■就業環境の改善	○両立のための環境整備	年次有給休暇取得率	49.1%	70.0%	令和6年度
					継続設定	—	
67	子どもと子育てをみんなで応援するステージ	■就業環境の改善	○積極的な企業に対する優遇制度の推進	子育てを支援する企業の割合	大企業 97.3% 中小企業 3.42%	大企業 100.0% 中小企業 25.0%	令和6年度
					継続設定	—	
72	妊娠や出産を支援するステージ	■周産期医療体制の整備	○総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備	総合周産期母子医療センターの整備(指定)	4ヶ所	6ヶ所	令和5年度
					継続設定	—	
72	妊娠や出産を支援するステージ	■周産期医療体制の整備	○総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備	助産師外来の開設第二次医療圈数	13圈域	21圈域	令和5年度
					継続設定	—	
74	子育てを支援するステージ	■待機児童の解消等	○保育サービスの充実	待機児童数	152人	ゼロ	令和2年度
					継続設定	—	
77	子育てを支援するステージ	■幼児教育・保育の充実	○教育・保育の質の向上	遠隔システムやオンラインマインド教材等の活用により各管内で受講できる研修の割合	0.0%	100.0%	令和4年度
					新規設定	幼児教育の質の向上のため、遠隔システム等活用した研修を推進していくため	
77	子育てを支援するステージ	■幼児教育・保育の充実	○教育・保育の質の向上	各振興局(教育局)管内に配置された幼児教育相談員等を活用して園内研修等を実施した管内の割合	42.9%	100.0%	令和4年度
					新規設定	幼児教育相談員等の活用による幼児教育の質の向上を推進していくため	
77	子育てを支援するステージ	■幼児教育・保育の充実	○教育・保育の質の向上	幼児教育施設と小学校間での意見交換や合同の研修会の機会を設けている市町村の割合	86.0%	100.0%	令和4年度
					新規設定	幼児教育施設と小学校との連携を促進していくため	
77	子育てを支援するステージ	■幼児教育・保育の充実	○教育・保育の質の向上	幼児教育施設の意見を踏まえたスタートカリキュラムを作成している小学校の割合	65.1%	100.0%	令和4年度
					新規設定	幼児教育施設と小学校との連携を促進していくため	

該当ページ	ステージ	施策目標		数値目標項目	平成30年度実績	目標事業量	目標年次
					新規・継続の別	新規設定の場合理由	
78	子育てを支援するステージ	■放課後児童の健全育成	○放課後児童の健全育成	放課後子供教室設置市町村数	112市町村	全市町村	令和6年度
					継続設定	—	
78	子育てを支援するステージ	■地域における子育て支援体制等の充実	○子育て支援拠点等の整備	夜間保育設置数	6ヶ所	12か所	令和6年度
					継続設定	—	
78	子育てを支援するステージ	■地域における子育て支援体制等の充実	○子育て支援拠点等の整備	休日保育設置数	32ヶ所	48か所	令和6年度
					継続設定	—	
79	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○子育て・生活支援の充実	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	86.0% (H29)	現状値を維持	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の子育て・生活支援の充実を図るために	
80	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○就業支援の充実	ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯）	77.6% (H27)	80.8%	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の経済的自立を図るために	
80	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○就業支援の充実	ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯）	87.8% (H27)	88.1%	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の経済的自立を図るために	
80	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○就業支援の充実	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	41.4% (H27)	44.4%	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の経済的自立を図るために	
80	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○就業支援の充実	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	70.2% (H27)	現状からの増加	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の経済的自立を図るために	
82	子育てを支援するステージ	■社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充	○里親等への委託の推進に向けた取組	里親等委託率	32.7%	現状からの増加	令和6年度
					新規設定	家庭的養護の充実のため新たに設定	
84	子育てを支援するステージ	■障がいのある子どもへの支援等の充実	○障がい児への支援等	北海道障がい者歯科医療協力医のいる市町村数	78市町村	90市町村	令和4年度
					新規設定	障がい児の歯科医療の充実のため新たに設定	
85	子育てを支援するステージ	■乳児及び幼児等の健康の確保	○母子保健サービスの推進体制の整備	1歳6か月児 健康診査受診率	97.6%	100.0%	令和6年度
					継続設定	—	
85	子育てを支援するステージ	■乳児及び幼児等の健康の確保	○母子保健サービスの推進体制の整備	3歳児健康診査受診率	97.1%	100.0%	令和6年度
					継続設定	—	
90	子育ちや自立を支援するステージ	■子どもの権利及び利益の尊重	○子どもの意見の適切な社会反映	子どもの意見表明の機会の確保	1部会、年2回 H31.3知事に建議	子どもの意見を施策に適切に反映	令和6年度
					継続設定	—	
92	子育ちや自立を支援するステージ	■子どもの権利及び利益の尊重	○文化・スポーツ等に親しむ環境の整備	グローバル人材の育成に取り組む学校の割合	64.7%	100.0%	令和4年度
					新規設定	キャリア教育の充実に取り組むため設定	
92	子育ちや自立を支援するステージ	■子どもの健全育成等の促進	○食育等の普及	食育推進計画を策定している市町村数	123市町村	全市町村	令和5年度
					継続設定	—	
93	子育ちや自立を支援するステージ	■教育環境の整備	○キャリア教育等の推進	体験的な学習活動を経験した生徒の割合	70.0%	100.0%	令和4年度
					継続設定	産業教育の充実に取り組むため設定	

子どもや子育てをみんなで応援するステージ ～社会全体で支える基盤づくり～

＜各ライフ・ステージを支えるために＞

- ・ 妊娠・出産、子育て、子育ち・自立の各ライフ・ステージにおける切れ目ない支援を行うためには、社会全体で子どもや子育て世代を支える取組の充実や、環境の整備が必要です。
- ・ このことから、多方面からの支援を行うため、子育てに必要な情報の提供、子育てに配慮した住宅の供給促進など生活環境の整備、両立支援の促進、男女平等参画の推進などに取り組んでいきます。
- ・ また、人口減少問題への対応とも連動させるため、市町村における地域の実情に応じた取組への支援や関係機関などと連携した取組を推進していきます。

■社会全体による取組の推進

○結婚支援に関する情報提供

- ・ 道民の方々の結婚や妊娠・出産の希望が実現するよう、結婚・妊娠・出産・育児に関する情報を発信するための総合ポータルサイトを運用し、様々なニーズに合わせた正確な情報をわかりやすく集約し提供します。

○妊娠・出産に関する情報提供

- ・ 総合ポータルサイトやアプリなどで妊娠や出産に関する正しい知識や助成制度などの普及を図ります。
- ・ 小・中学校、高等学校などでの健康教育の一環として、妊娠・出産などの正しい知識の習得を促進します。
- ・ 子どもを生み、育てるに夢や喜びを感じることができる環境づくりを進めため、妊娠・出産を迎える人々を社会全体で応援する啓発活動を行います。

○子育てに関する情報提供

- ・ 地域全体で子育て世帯を応援する環境づくりを進めるため、子育て支援サービス等に関する市町村やNPO等の優良な取組事例を収集し、情報提供します。

- ・子育て世帯が不安なく外出できるよう、地域のバリアフリー施設の情報などを提供します。
- ・市町村が整備を進める「子育て世代包括支援センター」なども活用しながら、身近な地域において、妊娠前から子育てに至るまでのそれぞれのライフ・ステージの中で抱える悩みに的確に対応し、必要な情報を迅速に提供する体制を整備します。
- ・各市町村が実施する地域の子ども子育て支援事業の内容などについて、広く情報提供します。
- ・障がい児に関する子育て支援サービスの情報など、地域におけるすべての子どものニーズに応じた情報を提供し、適切な支援へつなげるため、市町村における体制整備を支援します。

○少子化対策に関する推進体制の整備

- ・地域の実情を踏まえた地域子ども・子育て支援事業を実施するため、各総合振興局・振興局ごとに設置した「少子化対策圏域協議会」において、市町村や関係事業者等との連携のもと、地域の課題の把握や情報共有を行うとともに、地域の実情や課題に応じた対策の検討を進めるなど、協議会の積極的な活用を図ります。

○地域における取組の支援

- ・各総合振興局・振興局において、主に若い世代や子育て中の親や子育て支援団体等を対象とするセミナー等を開催し、地域での優良事例の紹介など、地域における子育て支援の取組を促進するとともに、地域の子育てネットワークの構築を支援します。

○子育て支援団体等の活動の促進

- ・身近な地域で子育て家庭の不安や悩み等に対する相談指導や地域の子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援拠点の活用が広がるよう、各種広報媒体を活用した周知を図ります。
- ・地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等に対し表彰（ほっかいどう未来輝く子育て大賞）し、地域における子育て支援活動の紹介や地域の活動の促進を図ります。
- ・（公財）北海道青少年育成協会による「道民家庭の日」の普及促進、また、「家族ふれあい優待制度」等の活用により家族団らんの機会の促進を図ります。

○父親の育児への積極的参加の促進

- ・父親の育児への積極的な参加を促進するため、総合ポータルサイトによる適切な情報提供や企業と連携した父親の意識醸成を図る講座を開催するほか、就業環境の改善を働きかけます。

○官民協働による地域全体での取組の促進

- ・地域における子育てを応援する気運の醸成や地域住民の積極的な参加による取組を推進するため、「北海道すきやき隊」や地域の「せわづき・せわやき隊」、「どさんこ・子育て特典制度」などの子育て支援活動を幅広く展開し、意欲向上につながる支援策の検討を進めることにより、地域の子育て支援の気運を高め、子育てしやすい環境づくりを促進します。

- ・少子化に対する問題意識を広めるため、少子化対策パネル展の開催などによる意識啓発を図ります。

- ・地域の高齢者には、その経験や知恵を活かした子育て支援活動が期待されるため、老人クラブへの加入を促進するとともに、老人クラブ等でのボランティア活動や地域活動への参加拡大を図ります。

- ・主任児童委員及び民生委員・児童委員は、子育てなど様々な悩みに対応する地域の相談役であることから、研修の実施による資質の向上を図るなど、より積極的な活動を促進します。

○次世代教育の推進

- ・近い将来、結婚して家庭を持つであろう大学生や専門学校生、高校生等を対象に、結婚し家庭を築き、出産という新たな命が誕生することの素晴らしさや夫婦がともに協力しながら子育てしていくことの大切さなどを伝え、自己の将来を考える機会を提供するため、出前講座を開催し、次の世代の親となる若年者に対する意識啓発の取組の充実を図ります。

- ・「次代の親づくり支援事業プログラムガイド」をホームページに掲載するなど、家庭を持つことの大切さなどについて若年者への理解を深める啓発を行います。

■若者への就業支援

○若年者の雇用の安定

- ・若年者が自立して家庭を持てるよう、特に非正規雇用労働者など不安定な就労環境にある若年者等への意識啓発を図り、適職選択による安定就労やキャリア形成に向けた支援を行います。

○若者の就業支援体制の整備

- ・教育部局と労働部局の連携により、早期からの勤労観や職業観の形成のため、保護者への就職に対する意識向上の働きかけや職場体験、インターンシップ等キャリア教育の充実等を図ります。
- ・関係機関との連携による経済界や企業への雇用に関する要請を行うほか、就職面接会の開催、多様な職業訓練コースの提供を行うなど若年者への就業を支援します。
- ・職業教育を実践する私立専修学校等に対する支援に努めます。

○若者が地域にとどまり、働く就労の場の創出

- ・地域の基幹産業である農林水産業への就労を促進するため、農林水産業における担い手の育成・確保を図るとともに、農業経営体の体质強化、栽培漁業や資源管理等による漁業経営の強化、森林資源の循環利用を促進するなど、一次産業の活性化及び安定化を図ります。

■結婚を望む方への支援

○適切な情報提供や相談体制の整備

- ・結婚を望む方の希望が実現するよう、婚活情報総合ポータルサイトなどによる適切な情報提供体制の整備や結婚に関する相談・アドバイス等に適切に対応できるサポート体制づくりを進めます。

○広域連携による結婚サポート事業の推進

- ・住み慣れた地域で結婚し、暮らしていくことを望んでいる方々が多くの出会いの機会に恵まれるよう、近隣市町村等が共同で実施する婚活事業など、広域的な連携による結婚サポート事業への支援を行います。

■生活環境の整備

○子育てに配慮した住宅の供給促進

- ・公営住宅にユニバーサルデザインの導入を図るとともに、子育て世帯に配慮した公営住宅などの供給を推進し、子育て世帯の居住の安定確保を図ります。
- ・新たな住宅セーフティネット制度による、子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅等の登録を促進します。
- ・シックハウス症候群などの不安解消に向け、相談対応や検査体制などの維持に努めるとともに、建築基準法に基づくシックハウス対策の遵守について、指導に努めます。

○安全な道路交通環境等の整備

- ・子どもを交通事故の被害から守るため、「北海道交通安全基本条例」に基づき、交通安全施設等の整備や子どもに対する交通安全教育を推進します。
- ・チャイルドシートの正しい使用の徹底をはかるため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るなど、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。
- ・子どもの自転車運転時の乗車用ヘルメットの着用及び幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用を推進するなど、安全利用に係る情報提供等を推進します。

○子育てバリアフリー等の整備

- ・「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づき、妊産婦や子育て家庭が安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設等におけるバリアフリー化を推進します。
- ・妊産婦等への配慮など社会全体が互いに思いやり助け合う社会の実現に向け、「心のバリアフリー」化を進めるため、「マタニティマーク」や「妊婦さんの日」が多くの人々に浸透するよう、広報啓発に取り組みます。

・授乳やおむつ交換ができる施設を登録・紹介する「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録促進事業の更なる拡大をめざし、公共施設や店舗、企業等に積極的に働きかけ、親子が安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、子育て世帯に配慮した様々な企業等のサービス情報をサイト等の活用により、わかりやすく情報発信を行います。

○犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進

・ボランティアの協力による通学路の安全確保のほか、「子ども110番の家」等の緊急避難場所や地域の危険箇所等を掲載した通学安全マップの作成・活用など、関係機関との連携のもと、子どもたちを見守る体制づくりを促進します。

・登下校時における通学路の安全確保に向けた警戒活動や、自主防犯活動を行う団体等への支援、犯罪の発生状況や防犯情報等の提供による住民の自主防犯行動の促進等を図ります。

・スクールガードの養成やスクールガードリーダーの巡回指導など、市町村における地域ぐるみの安全体制づくりを支援します。

・青少年を犯罪被害から守るため、インターネットなどからの有害情報の閲覧や有害図書類の販売など青少年に有害な環境の浄化、非行防止に向け地域が一体となって進める啓発活動を支援します。

・携帯電話販売業者などを含む関係機関との連携協働により、インターネットの利用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、フィルタリングの普及促進に努めます。

・児童生徒のネットの不適切な利用による問題行動の未然防止や早期発見・早期対応のため、学校における計画的なネットパトロールの実施や保護者等への啓発活動等を推進するほか、地域や学校、家庭など道民一丸となって青少年の非行と被害の防止に取り組む「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」などの活動を展開します。

■就業環境の改善

○企業等における取組の促進

- ・国等との連携により、働き方に見合った均衡ある待遇の確保や非正規雇用労働者から正規雇用労働者への転換に係る支援制度の導入などを促進します。

○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進

- ・企業の事業主や労働者を対象に、仕事と家庭の調和についての理解促進を図るセミナー等を開催します。

- ・労働者や事業主などに対し、仕事と家庭の両立支援に関する制度や法律についての広報・啓発に取り組みます。

- ・男女平等参画社会の実現に向け、家事や育児など家庭生活への男女の平等参画の促進を図るとともに、企業等における働き方の見直しなどの意識啓発や関係機関との連携による社会的気運の醸成、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、様々な制度の定着に向けた啓発を行います。

○両立のための環境整備

- ・両立支援に向けた働き方の見直しや次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の事例を広く紹介し、企業側の気運の醸成を図ります。

- ・仕事と生活の調和に関する企業における就業環境の改善のためにアドバイザーを派遣するとともに、セミナーを開催し、企業の両立支援への取組を促進します。

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や届出とその積極的な実施について企業に働きかけるとともに、国や関係機関との連携による企業の取組を多方面から支援します。

○積極的な企業に対する優遇制度の推進

- ・仕事と家庭の両立支援の取組や女性の職業生活における活躍推進の取組を評価基準の一つとした「北海道働き方改革推進認定制度」を平成31年3月に創設し、認定企業の取組を広く紹介するほか、各種優遇制度を活用し、多くの企業への取組普及を図ります。

○パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備

- ・地域限定正社員、短時間正社員など「多様な正社員」制度の導入の普及、在職者への職業訓練を通したスキルアップのほか、パートタイム労働者や派遣労働者などの非正規雇用労働者の正社員化や均衡待遇の確保など、労働条件の改善に向けた取組を推進します。
- ・企業経営者や労働者等を対象とした労働問題セミナーの開催や労働に関する基礎知識をまとめたガイドブックを配布することにより、関係法令や重要な労働問題に関する周知・啓発を行います。

■男女平等参画の推進

○広報・啓発活動の充実

- ・男女平等参画の実現は、社会の多様性と活力を高め、経済の持続的な発展及び男女間の実質的な機会の平等をもたらすことから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて働き方改革を推進するとともに、男女平等参画の理念等に関する正しい理解が深まるようあらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報、啓発に努めます。

○家庭における男女平等教育の推進

- ・家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と家事、育児、介護などについて、男女が平等に共同して担う意識の醸成をはかります。

○仕事と家庭生活が両立できる働き方改革

- ・仕事と家庭の両立のための制度の定着を促進するため、仕事と育児、介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めます。

○働きたい女性の就労・雇用継続支援

- ・結婚や出産、育児、介護などの女性のライフイベントにおいて離職する女性を減らすため、働く女性が安心して出産や子育てができる職場環境づくりを支援します。

○相談業務の充実

- ・仕事と子育ての両立や復職等について女性のライフステージに応じた専門的な相談等を実施するほか、様々な相談に総合的に対応するとともに、各専門相談窓口とも連携して必要な情報を提供し、女性の活躍を推進します。

■市町村等関係機関との連携や取組への支援

○定住や移住促進に向けた取組への支援

- ・道内の各市町村が、安心して結婚、出産・子育てができ、将来に夢や希望を持って生活できる活力あふれる地域となるよう、市町村における移住者の効果的な受入施策の検討を支援し、首都圏などでの道内市町村等の魅力を発信し、安定した社会経済環境の推進を図るなど、将来親となる若者の地域への定住や道外在住の子育て世代の道内移住などを促進します。

○住民主体による支え合いの地域づくり

- ・地元企業や教育機関等と連携し、様々な既存の地域資源も活用しながら、高齢者や障がいのある方、子ども等が、地域住民とともに集い交流し、互いに支え合いながら、安心して生活することができる地域づくりが図られるよう、支え合いの活動の「場」として、「共生型地域福祉拠点」の整備を推進します。

○総合振興局・振興局による市町村支援

- ・各地域のニーズに応じた地域子ども・子育て支援事業を実施するため、各総合振興局・振興局ごとに設置した「少子化対策圏域協議会」において、市町村や関係事業者との連携のもと、地域の課題の把握や優良な取組の収集とその情報共有を行うとともに、地域にあった対策の検討を進めるなど、市町村への支援を促進します。

■国の施策に関する提案

実効ある少子化対策を推進するためには、国における各種制度の創設や拡充などが不可欠であり、次の各事項について、全国知事会等とも十分連携を図りながら、国に対し提案を行っていきます。

○少子化対策の抜本的な強化・拡充

- ・少子化対策への財源措置の充実を図るとともに、雇用の安定やワークライフバランスの推進などの男女の働き方改革を国が主導し推進すること。
- ・特定不妊治療等の助成制度の拡充及び医療保険適用範囲の拡大、子どもの医療費に関する全国一律の制度創設など経済的負担の軽減

- ・産後ケア事業に係る財政支援の充実やマンパワー確保の方策の立案など、産後の女性等を支えるケア体制の一層の推進を図ること。

○子育て支援等に係る施策の充実

- ・「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施や保育士等の確保に向けた処遇改善及びキャリアアップ研修の実施などの取組や子育て支援員の養成に支障のないよう、国の責任において財源の確保を図ること。
- ・市町村から保育所等に支払われる運営費の基準である公定価格を保育所等の運営実態や地域の実情に即して設定すること。

○子どもの安全・安心の確保

- ・児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、施策の充実を一層図るとともに、市町村や都道府県の取組がさらに進むよう、一層の財源措置を講じること。
- ・社会的養育の推進に当たり、地域の実情に即した実効的な取組が行えるよう、人材確保や財源措置等の必要な措置を講じること。
- ・ひとり親家庭等の自立に向けた、生活面や就業面などの総合的な支援の充実。

妊娠や出産を支援するステージ ～子どもをもちたいと思う人が 安心して子どもを産むことができる環境づくり～

＜安心して子どもを生むことができる環境を目指して＞

- ・少子化や核家族化による家庭や地域における子育て機能の低下から、育児に不安や困難感を持つ人が増えており、リスクの高い妊産婦や新生児に対する高度な医療が求められている中、産科医の減少や地域偏在などにより身近な地域での安全で安心な妊娠・出産が困難になっています。
- ・不妊治療費に当たっては、費用・心身両面で大きな負担を伴うため、あきらめてしまうケースもあるなど、子どもを生み育てたいという希望が必ずしもかなわない状況にあります。
- ・出産前・出産後の育児について支援が必要な特定妊婦への相談支援体制については、母子保健を中心とした相談支援体制に加え、確実に把握するための相談体制や妊娠期から出産後の母子を継続的に支援する在宅支援などの社会的養護体制などの整備が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、特定妊婦を含めた妊産婦に対する相談機能の充実、周産期医療体制の整備や不妊治療等への支援、特定妊婦を支える体制の整備などを行い、子どもをもちたいと思う人が安心して子どもを生むことができる環境づくりに努めていきます。

■妊娠・出産に関する支援体制の整備

○母子保健サービスの推進体制の整備

- ・家庭の経済状況などに関わらず、身近な地域で安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期から健康管理や相談に適切に対応する体制整備を図り、切れ目のない支援を行います。
- ・妊娠から出産まで、一貫した保健や医療のサービスの提供が受けられるよう、地域における関係機関のネットワークの構築と連携促進を図ります。
- ・市町村が行う妊婦健診の円滑な実施のための支援や、その他母子保健サービスに対する広域的・専門的立場からの必要な助言や技術的支援などを行います。

○相談体制等の整備

- ・妊娠・出産を迎える人や望まない妊娠をした人の不安や悩みを軽減するため、各道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」などによる、身近な地域で総合的な相談に対応できる体制の充実を図ります。
- ・育児に対する不安の軽減などを図り、妊娠中からの子育ての仲間づくりのきっかけとするため、地域における妊産婦同士の交流の場となるマタニティサロンなど市町村が実施する交流事業や子育て中の父親向けの情報などについて、ポータルサイトなどで広く情報発信します。

○産後ケア体制の充実

- ・産院退院後の不安や悩みなどの早期解消を図るため、母子保健サービスなどを通じた妊産婦の心身の状況を把握し、早期に支援を行います。
- ・出産直後から身近な地域で心身のケアや育児サポートなど専門職員によるきめ細やかな支援が受けられるよう、関係機関との連携のもと、体制整備に向けた検討を進めます。

○市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・住民に身近な市町村が、子どもの権利擁護・虐待の未然防止等の視点からも、地域における全ての子どもやその家庭などへ適切な支援を行うことができるよう、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。

■周産期医療体制の整備

○総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備

- ・総合周産期母子医療センター等における産婦人科医師の確保や圏域内の医療技術向上のための研修等を行い、地域の周産期医療体制を支えるとともに、救急時のスムーズな搬送体制の整備に努めます。
- ・対応が難しいハイリスクの胎児や新生児に対応するため、特定機能周産期母子医療センターである道立子ども総合医療・療育センターにおける患者の受入や全道の医療従事者を対象とした研修開催などの技術支援を行います。

- ・ 身近なところに産科医療機関がない地域でも、安心して妊娠婦健康診査や保健指導が受けられるよう、医療機関や関係団体と連携し、助産師外来や院内助産所の設置などを推進します。
- ・ 地域で安心して出産できるよう、周産期医療に関する適切な情報提供や相談体制の充実に努めます。

○産婦人科医師の確保等

- ・ 三医育大学や関係機関の協力の下、総合周産期母子医療センター等への優先的かつ重点的な産婦人科医師の確保に努めます。
- ・ 産科医療を確保する必要がある地域周産期母子医療センターや地域の病院に対する産婦人科医師の優先的な確保や総合周産期母子医療センター等との連携による支援体制を確保していきます。
- ・ より身近なところで安心して出産できる環境の整備をめざすため、産婦人科医師の勤務環境の改善促進や手当助成制度等によるインセンティブの向上を図るほか、産婦人科医師を希望する若い医師の育成などを行い、産婦人科医師不足の解消に取り組みます。

■不妊・不育治療等への支援

○相談体制の整備

- ・ 子どもを持つことを希望しながら子どもに恵まれない方の心の悩みや専門的な相談に対応するため、不妊専門相談センターによる相談を実施するとともに、ピア・サポートによる相談支援体制を整備します。また、流産を繰り返すなど、不育症に悩む方に対する相談体制や支援の在り方について検討します。

○経済的負担の軽減

- ・ 医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる特定不妊治療への経済的支援を行います。

子育てを支援するステージ ～安心して子どもを育てることができる環境づくり～

＜安心して子どもを育てられる環境を目指して＞

- ・働く女性が増加している一方で待機児童の解消が図られておらず、仕事と育児を両立できる環境が整っていない状況にあります。待機児童は入所申込の増加や保育士を確保できず、受け入れを制限することなどにより発生しており、受け皿整備や保育士確保が喫緊の課題となっています。
- ・地域における子育て支援体制等を充実させるため、市町村の取組を推進するとともに、人材の確保や質の向上を図る必要があります。
- ・本道は、ひとり親世帯の割合が高く、世帯の年収を見ると、母子世帯の8割以上、父子世帯の6割以上が年収300万円未満であるなど、厳しい生活実態にあります。
- ・ひとり親家庭の自立を促進するため、就業支援や相談支援の充実など総合的な支援を推進する必要があります。
- ・理想の子どもの数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と答えている割合が約6割にのぼるなど、子育て世代は経済的にも大きな負担感を持っています。
- ・児童虐待対応件数は増加しており、約4割が乳幼児期に発生しています。

こうした状況や保育の無償化などを踏まえ、待機児童の解消のため保育所等受け皿整備や保育士確保対策を推進するとともに、ワークライフバランスの推進による仕事と育児の両立支援、経済的な負担の軽減、総合的な虐待防止対策の推進などにより、安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。

■待機児童の解消等

○保育サービスの充実

- ・市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育所及び認定こども園の計画的な整備や地域型保育事業の実施並びに人材の確保などを進め、サービス提供体制の確保を図るとともに、利用者に対する情報の提供や公表を行います。

- ・利用者が求める多様な保育サービスの確保を図るため、各市町村が実施するニーズ調査や体制整備の状況などを把握し、必要に応じ、市町村区域を超えた広域的な調整を図るなどの支援を行います。
- ・様々な働き方に対応するため、認定こども園の設置や認可外保育施設からの移行の促進を図るとともに、小規模保育や家庭的保育の提供などにより、待機児童の解消をめざします。

○教育・保育を支える人材の確保

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画等に基づく教育・保育を提供するために必要な保育教諭や幼稚園教諭、保育士などの養成や確保を推進します。

<特定教育・保育及び特定地域型保育事業を行う者の必要見込み数>		(単位：人)				
		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
認定こども園・幼稚園・保育所	保育教諭	6,834	7,032	7,230	7,428	7,631
	幼稚園教諭	4,306	4,219	4,132	4,045	3,954
	保育士	9,239	9,231	9,223	9,215	9,205
特定地域型保育事業	保育士	1,193	1,205	1,217	1,229	1,244
	保育従事者	30	35	38	42	45
	家庭的保育者等	45	50	52	55	58
認可外保育施設	保育士	425	408	391	374	353

必要見込数：市町村子ども・子育て支援計画に基づく学校教育や保育を必要とする子どもに対する確保方策の人数を、施設種別毎に振り分け、職員配置基準や配置実態に基づき算出

※今後、厚生労働省の調査結果や、学校教育や保育の確保方策の確定数値に基づき、最終的な修正を行う予定となっています。

- ・幼稚園教諭と保育士の双方の免許や資格を有する従事者を増やすとともに、保育士資格を有さない従事者の資格取得の支援を行います。
- ・保育士の専門性や保育の質の向上を図り、キャリアパスの明確化による職場定着を図るため保育現場におけるリーダー的職員の育成を目的とした研修等の実施体制の整備を促進します。
- ・離職時届出制度を広く周知し、潜在保育士の再就職を支援します。
- ・教育・保育を支える保育士などの待遇改善や負担軽減が図られるよう、賃金や職員配置数など勤務環境の改善に向けた取り組みを推進します。

- ・保育所や認定こども園における保育士等の勤務環境の改善を図るため、保育補助者として子育て支援員の活用が促進されるよう、保育所等における活用事例等を収集し、周知に努めます。

■ 幼児教育・保育の充実

○ 教育・保育の一体的提供の促進

- ・すべての子どもの健やかな育ちを保障していくため、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に沿った質の高い教育・保育サービスの普及などにより、発達段階や地域のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。
- ・適切な規模による教育・保育の一体的な提供や、地域における子育て支援体制を充実するため、地域の実情に応じた認定こども園の設置を促進します。
- ・幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な施設改修や人材確保に関する支援を行います。
- ・質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、認定こども園、幼稚園及び保育所や地域子ども・子育て支援事業の事業者など関係者相互の連携が図られるよう、各地域に設置している少子化対策圏域協議会などを活用し、必要な情報提供や助言を行います。

○ 多様な保育サービスの提供

- ・様々な働き方や生活実態に応じた保育サービスが受けられるよう、地域における延長保育、病児・病後児保育や預かり保育、地域型保育など多様な子育て支援サービスの提供体制の整備を支援するとともに、利用者に対する情報提供を行います。
- ・地域の多様なニーズに対応できるよう、市町村における新規参入事業者への支援等を促進するとともに、質の高い人材の確保及び資質の向上を図ることなどにより、保育サービスの充実に努めます。
- ・地域におけるすべての子どもに対する支援体制の整備が促進されるよう、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化を促進します。

○教育・保育の質の向上

- ・保育教諭や幼稚園教諭、保育士などの資質の向上を図るための研修を実施します。
- ・新人保育士の専門性を向上させるための研修を実施するなど、就業継続のための支援を行います。
- ・障がい児への対応など専門的な知識や技術の向上を図るため、教育・保育等の担当者を対象とした専門研修を計画的に実施します。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を図るため、それぞれの教員等の合同研究協議の場の設定や幼児と児童の交流機会の確保を図ります。
- ・地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する「子育て支援員」を養成し、地域子ども・子育て支援事業等の担い手となる人材の確保に取り組みます。

○良質なサービスの確保

- ・教育・保育の質の確保や向上のため、各事業者に対し、運営状況の自己点検評価や改善を図る取組を働きかけます。
- ・保育所等の利用児童の保育環境の改善を図るため、障がい児受け入れや病児保育事業の実施に必要な改修等を行います。

○子育て支援等に関する情報提供

- ・地域における子育て支援サービスのネットワークの形成を促進するとともに、市町村やNPO等における先進的な取組事例を収集し、情報の提供を行います。
- ・子育て中の保護者同士が交流できるよう、地域子育て支援拠点や認定こども園の活動のPRや子育てに関する相談対応、情報提供、助言その他の援助を行う体制整備などを支援します。
- ・子育て世帯が身近な場所で気軽に相談することができるよう、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等を行う地域子育て支援拠点の設置を促進します。

■放課後児童の健全育成

○放課後児童の健全育成

- ・児童一人ひとりの発達段階に応じたきめ細やかな指導などを確保するため、適切な規模による放課後児童クラブの運営を促進します。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室における従事者等を対象とした研修の開催などにより、従事者・参画者等の確保や資質の向上を図ります。
- ・子どもたちの放課後や週末等における安全で安心な活動拠点をつくるため、放課後子供教室未設置市町村への設置を働きかけるほか、活動プログラムの提供や研修会の開催などにより、活動の充実を図ります。
- ・放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の処遇改善を図り、人材確保に向けた取組を推進します。
- ・放課後の安全・安心な居場所の確保や児童の健全育成を図るため、国的新・放課後子ども総合プランに基づき、待機児童の解消を図るとともに、学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携した取組を推進します。

■地域における子育て支援体制等の充実

○子育て支援拠点等の整備

- ・子育て中の保護者が交流できるよう、子育てに関する相談対応や情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点の計画的な整備を進めるとともに、拠点に従事する職員に対し、研修を実施し、資質向上に取り組みます。
- ・地域における子育て支援体制の充実を図るため、子育て支援団体等のネットワークの形成を促進します。
- ・既存の保育サービスで対応できない緊急の保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの設置促進を図るとともに、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーに対し、研修を実施し、資質向上に取り組みます。

○相談体制の整備

- ・子どもの基礎を培う重要な時期である幼児期における子育てに関して、臨床心理士による電話相談や面接相談など、専門的な立場からのアドバイス等が提供できる相談体制の充実を図ります。

○子どもの居場所等を活用した地域とのつながり支援

- ・子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりを進めるとともに、子どもや保護者の声をしっかりと受け止める仕組みづくりなどについて検討します。

また、支援を必要としている全ての子どもに「支援情報」を届ける手法について、検討します。

■ひとり親家庭等への支援の充実

○相談支援の充実

- ・ひとり親家庭等の就業や生活等の様々な悩みに対応するため、福祉事務所に設置する母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員等によるひとり親家庭に寄り添った相談を行うとともに、職員の資質の向上に向けた研修等を実施します。

- ・ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の周知を図るため、ホームページ等の広報媒体を活用した普及啓発を図ります。

- ・関係機関等との連携を更に強化し、各種支援制度の情報をひとり親等にわかりやすく提供するよう努めます。

○子育て・生活支援の充実

- ・ひとり親家庭等の生活の安定の確保やひとり親家庭の子どもの学習支援等を行うため、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業等に対する支援の充実を促進します。

- ・母子生活支援施設において、様々な事情から子どもの養育を十分にできない母子家庭を保護し、自立の促進のために生活の支援を行います。

- ・ひとり親家庭の生活や就業を支援するため、保育所の優先入所等を促進します。
- ・保護を要する女性の自立を図るため、女性相談援助センターにおいて生活指導や就労支援等を行います。
- ・ひとり親家庭に安定した住まいを提供するため、公営住宅への優先入居や子育て世帯の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報を提供します。

○就業支援の充実

- ・ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談や職業紹介、就業支援講習会、就業情報の提供などの支援を行うとともに、個々の状況に応じた母子・父子自立支援プログラムの策定を促進します。
- ・ひとり親家庭等の雇用に関する啓発や求人獲得のため、企業訪問を行います。
- ・ひとり親家庭等の安定した就業に向け、ハローワーク等の関係機関との連携のもと、各種支援制度を活用し、職業訓練などを支援します。
- ・ひとり親家庭の親等に対し、就職に必要な資格や技能の習得を促進するため、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金を支給するとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付金の活用による起業に対する支援を行います。
- ・ひとり親家庭等の雇用の促進に資するため、母子・父子福祉団体への優先的な事業の発注や公的な施設内における売店等の設置許可などについて支援を行います。

○養育費の確保支援

- ・ひとり親家庭等の養育費確保を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターによる弁護士相談等を行います。

○経済的支援の充実

- ・経済的に不安定なひとり親家庭等の生活を支援するため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行います。
- ・ひとり親家庭の経済的負担につながる医療費の軽減を図るため、ひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。

○母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実

- ・ひとり親家庭等の福祉の増進を図るために、総合的な拠点である母子・父子福祉センターの運営を支援するとともに、生活や就業の支援に当たり、母子・父子福祉団体や経済団体等との連携を図ります。

■社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充

○当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・児童相談所が対応した子どもの権利擁護の観点から、「子どもの権利ノート」を活用し、当事者である子どもの意見聴取等が着実に行われるよう取組を進めるとともに、児童養護施設等における子どもの意見聴取等の機会の確保を促進します。

- ・子どもの保護や支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、国の方針を踏まえながら、関係機関等と連携して構築に向けた検討を進めます。

○市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・地域の子育て支援機関として、母子生活支援施設が活用されるよう関係機関に周知するなど、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

- ・住民からの相談に対応する市町村職員を対象とした研修の充実を図ります。

- ・各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他の専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所から受託しての指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

- ・複雑・多様化する子どもや家庭の問題に相談者の身近な地域で適切に対応するため、乳児院や児童養護施設による家庭支援の充実を図ります。

・代替養育を必要とする子ど�数の見込み

年齢区分	2024年度（令和6年度）				2029年度（令和11年度）			
	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以 降	計	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以 降	計
推計人口	90,591	98,922	536,391	725,904	82,854	89,655	491,590	664,099
代替養育	115	225	1,669	2,009	106	204	1,531	1,841
施設養育	79	155	1,147	1,381	73	140	1,053	1,266
里親等委託	36	70	522	628	33	64	478	575

○里親等への委託の推進に向けた取組

- ・虐待などによって、家庭での生活ができない子どもが「家庭と同様の環境」で支援を受けることができるよう、里親やファミリーホームの制度について広く周知することにより、担い手となる人材の確保を図ります。
- ・里親やファミリーホームの職員に対する研修を実施するとともに、相互交流の場を設け、養育に関する専門性の向上を図ります。
- ・乳児院・児童養護施設や里親会などの地域資源を活用しながら、行政と民間が一体となったフォースターリング業務の実施体制の構築を進め、里親への支援の充実を図ります。

○パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・家庭において養育することが困難又は適当ではない子どもについて、子どもの最善の利益を最優先に考え、必要な場合には、養子縁組や特別養子縁組に向けた対応を適切に進め、永続的で安定した養育環境の提供に努めます。
- ・新たに特別養子縁組のあっせん業務を行うことを希望する民間機関に対しては、必要な助言等を行うなど、事業開始に向けた支援に取り組みます。

○施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・児童養護施設等に義務づけられている第三者評価の受審を徹底することにより、施設の運営や処遇の質の向上を図ります。
- ・児童養護施設等における処遇の向上と人材の育成を図るため、職員研修の実施を支援するとともに、心理療法担当職員等の専門職員の配置を促進します。
- ・児童養護施設等の入所児童が、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長できるよう、児童の社会性や豊かな人間性の醸成等につながる多様な体験活動の機会を設けるなど、学習の場の充実を図ります。
- ・児童養護施設等の状況を把握するためのヒアリングや意見交換を隨時行いながら、施設の小規模かつ地域分散化等に向けた支援に努めます。

- ・児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換に向け、里親支援専門相談員等の専門職員の配置を進め、里親支援等の機能の強化を図ります。
- ・児童養護施設等で暮らす子どもたちが、できる限り良好な家庭的環境で支援を受けられるよう、体制整備や人材育成の取組に対する支援を行います。
- ・複雑・多様化する子どもや家庭の問題に相談者の身近な地域で適切に対応するため、乳児院や児童養護施設による家庭支援の充実を図ります。

○一時保護改革に向けた取組

- ・一人一人の子どもの状況に応じた適切な対応ができるよう、一時保護所の環境整備を図るとともに、国の方針を踏まえ、子どもの権利を保護するための仕組みについて検討を行います。
- ・里親、児童福祉施設等と連携を強化し、子どもの状況に応じ、委託による一時保護の確保に努めます。

○児童相談所の強化等に向けた取組

- ・児童相談所において、専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。
- ・地域の関係機関において、子どもの育ち・生活環境に関する情報共有や連携した支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修会を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。
- ・児童相談所の設置を希望する中核市に対しては、道と市による職員交流や研修機会の確保などにより、円滑な業務開始に向けた支援を行います。

■障がい等のある子どもへの支援等の充実

○特別支援教育の確保等

- ・発達障がいを含む、障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うため、幼稚園、小・中学校、高等学校等のすべての教員の特別支援教育に関する理解が深まるよう研修の充実を推進します。
- ・障がいのある幼児児童生徒に対して、本人及び保護者の意向を踏まえ、一貫した指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画を作成・活用し、効果的な指導や支援の充実を図ることを推進します。
- ・特別支援学校における地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等に対する学習指導の進め方や個別の指導計画の作成などについての積極的な支援を推進します。

○障がい児への支援等

- ・発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、市町村など身近な地域で早期に支援を受けられるよう、様々な母子保健サービスや子育て支援サービスと子どもの発達支援に対する専門的なサービスが密接に連携し、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族を包括的に支援する体制の整備を支援します。
- ・日常の保育サービスを通じて、発達の遅れや障がいの有無などの早期発見や養育支援が必要な家庭を把握し、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援に繋げるため、市町村において、認定こども園や保育所、子育て支援事業者などに対する専門的な助言を行うほか、研修機会を確保するとともに、地域の関係機関による情報共有のための体制整備を図ります。
- ・障がいのある子どもに対する相談や通所支援などのサービス提供基盤の整備を進めるとともに、医療や教育、労働など関係機関との連携、一般の子育て支援サービスと障がい児支援施策の連携強化や、里親制度の活用による家庭的な養育環境の提供を促進します。
- ・重症心身障がいなど医療的ケアを必要とする子どもへの支援体制の充実や、自立支援医療等の提供に努めます。
- ・適切な医療を提供するため、障がいに応じた専門医療機関やかかりつけ歯科医の確保に努めるなど、保健・医療、福祉が連携し、総合的な支援体制を確保します。

- ・障がいのある子どもが自立や社会参加をめざして心豊かにたくましく成長できるよう、学校と障がい児関係機関が連携し、個別の教育支援計画を策定するなど、切れ目のない支援体制を整備します。
- ・障がいのある子どもを育て、不安などを抱える保護者に対し、市町村保健センターや保健所、児童相談所、療育機関などの専門機関による心理的なケアやカウンセリングを実施するほか、ペアレントメンターによる相談活動や親の会などと連携することにより、家族への支援の充実に努めます。

■乳児及び幼児等の健康の確保

○小児医療の提供体制の整備

- ・できるだけ身近な地域で疾病や症状等に応じた適切な医療が受けられるよう、二次医療圏ごとに小児医療の中核的な役割を担う医療機関を選定し、体系的小児医療提供体制の充実に努めます。
- ・休日・夜間における小児救急患者や入院を要する小児患者などに24時間365日体制で対応するための小児救急医療提供体制の整備を推進します。
- ・子どもを抱える家族からの相談対応や、子どもの症状・状態に応じた小児医療を提供するため、小児救急電話相談や救急医療情報システムの充実を図ります。
- ・小児慢性特定疾病児童等の自立に向けた支援策の充実に努めます。

○母子保健サービスの推進体制の整備

- ・母子保健を担当する職員等に対する研修を実施し、専門性の向上を図るほか、医療機関による新生児マス・スクリーニング検査の実施などにより、疾患の早期発見・早期療育につなげるための体制の充実を図ります。
- ・妊娠期から幼児期までの親子の健康確保を図るため、市町村が実施する健康診査や訪問指導、保健指導等に対し、広域的・専門的な支援を行います。
- ・母子保健活動などを通じ、医療機関等や市町村との連携及び情報共有を図ることにより、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、市町村等による支援につなげるための必要な環境整備や市町村等の取組への支援を実施します。

○食育の推進

・乳幼児期からの望ましい食習慣や、食を通じた豊かな人間性や家族関係の形成を図るため、保健や教育分野等との連携を深め、市町村食育推進計画の策定に対する技術的支援の実施などにより、計画の策定を重点的に推進し、地域ぐるみでの食育の推進に努めます。

・地域ぐるみでの食育を推進するため、学校・家庭・地域社会が連携した地域における食に関するネットワークづくりを進めます。

・乳幼児健康診査における栄養指導の機会等を活用し、子どもの食事や栄養状態を把握した上で適切な助言指導を行います。

・家庭や地域、福祉、教育分野等との連携により、保育所等児童福祉施設における子どもの状況に応じた栄養管理の実施を推進します。

■子育て世帯の経済的な負担の軽減

○経済的な負担の軽減

・子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。

・治療が長期化し、高額な医療費負担となる小児慢性特定疾病児童等の保護者に対し、医療費を助成します。

・すべての就学前の子どもが平等で良質な教育・保育を受けることができるような環境の整備に向けて、市町村と連携し取組を進めます。

・幼児教育・保育の無償化などの国の制度を活用しながら、出産を控えた世帯や多子世帯などへの生活支援を実施するなど、子育て世帯に対する経済的負担の軽減に努めます。

・市町村において、幼児教育・保育の無償化に関する給付が円滑に実施されるよう、認可外保育施設等の運営状況及び監査状況の共有を図るとともに、立入調査や関係法令に基づく是正指導等を行うほか、必要に応じ、市町村区域を超えた広域的な調整を図るなどの支援を行います。

■総合的な児童虐待防止対策の推進

○児童虐待防止等に関する普及啓発

- ・児童への重大な人権侵害である虐待を防止するため、民間企業や団体等との連携のもと、オレンジリボンキャンペーンなどの児童虐待防止に関する普及啓発を行います。
- ・ホームページ等様々な媒体を通じて、児童虐待を発見した際の通告義務について周知を図るとともに、通告先や相談窓口に関する広報を行います。

○児童相談所・市町村等関係機関が一体となった児童相談体制の強化

・児童相談所において、専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。【再掲】

・地域の関係機関において、子どもの育ち・生活環境に関する情報共有や支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。【再掲】

・地域において、子どもやその家族に対する見守りや適切な支援が行われるよう、児童相談所への虐待通告案件について、道警察や要保護児童地域対策協議会など子どもに関わる関係機関の間での情報共有を徹底します。

・居住実態が把握できない子どもの発生を未然に防止するとともに、発生した際の子どもの安全確認が円滑に進むよう、市町村や児童相談所をはじめ関係機関の連携の強化を図ります。

・児童相談所の設置を希望する中核市に対しては、道と市による職員交流や研修機会の確保などにより、円滑な業務開始に向けた支援を行います。【再掲】

○養育支援を必要とする家庭の早期把握や支援のための体制整備

・市町村における母子健康手帳交付や乳幼児健康診査等の母子保健活動を通じ、虐待のリスクのある家庭を早期に把握し支援する「虐待予防ケアマネジメントシステム」の活用を促進します。

- ・妊娠期や出産後の早期の段階から医療機関と保健機関が情報を共有し、虐待のリスクのある家庭を把握し支援する「養育者支援保健・医療連携システム」の活用を促進します。
- ・保育所等において虐待のリスクのある家庭を早期に把握し、市町村の母子・福祉部門と連携し支援につなげる「児童虐待予防スクリーニング・保育所連携システム」の活用を促進します。
- ・市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の着実な実施により、虐待のリスクのある家庭の早期把握や支援を行います。
- ・「虐待予防ケアマネジメントシステム」等により早期に把握した養育困難家庭に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用の徹底を図るとともに、児童相談所・保健所等による支援の充実を図ります。

○里親による養護援助体制の整備

- ・里親制度やファミリーホームの普及を図るため、様々な機会を通じ、制度の普及啓発を行います。
- ・里親やファミリーホームの職員に対する研修を実施するとともに、相互交流の場を設け、養育に関する専門性の向上を図ります。

○児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備

- ・各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所からの受託による指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

○被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援

- ・児童虐待や犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、専門家によるカウンセリングや保護者への助言など、関係機関と連携したきめ細やかな支援を行います。

○配偶者暴力相談支援センターとの連携

- ・配偶者やパートナーからの暴力は、男女の人権の尊重や男女平等参画を阻害する暴力的行為であるとともに、児童虐待との関連も深いことから、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めます。また、被害者の相談や支援の体制を確保し、相談窓口の周知を図ります。
- ・女性への暴力等の根絶に関する認識や相談窓口を広く道民へ浸透させるため、様々な広報媒体を活用した周知を図ります。

子育ちや自立を支援するステージ ～次代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくり～

＜子どもたちが健やかに成長できるために＞

- ・子どもの権利及び利益を尊重するためには、子ども自らの意見を表明する権利行使が可能で、かつ、その意見が適切に社会に反映される環境の整備が必要です。
- ・将来を支える人材の育成を担う教育の役割は重要となっており、学校や地域社会が一丸となって、教育の質の向上に取り組むことが求められています。

こうした状況を踏まえ、子どもの意見の適切な社会反映に取組むとともに、次代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、安全に遊びながら情操豊かな子どもの健全育成が促されるよう、児童館活動の促進や森林、河川など本道の自然環境を活かした公園や遊び場の整備などを推進していきます。

また、将来を担う子どもたちが、夢と希望にあふれ健やかに成長できるよう、教育環境の整備を進めていきます。

■子どもの権利及び利益の尊重

○子どもの意見の適切な社会反映

- ・「北海道子どもの未来づくり審議会」に「子ども部会」を設置し、子どもの目線に立って考えた北海道の課題の解決に向けた様々な意見を、道政へ反映させるよう取り組みます。

○総合的な児童虐待防止対策の推進

- ・内容は、「子育てを支援するステージ ■総合的な児童虐待防止対策の推進」を参考してください。

■社会的養育を必要とする子どもへの支援の充実

○社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・児童養護施設等退所児童に対し、進学のための新たな奨学金制度の周知、活用を促すとともに、就職や進学に向けた支度費を支給するなど、自立に向けたきめ細やかな支援を行います。
- ・児童養護施設等退所児童に対する自立支援を継続するため、基礎的な生活力を身に付けるための措置延長や自立援助ホームの活用を図ります。
- ・児童養護施設等退所児童の職場への定着や就学の継続を支援するため、家賃や生活費の支給を行うとともに、各施設に担当職員を配置し、相談対応や情報提供等のアフターケアの充実を図ります。

○一時保護改革に向けた取組

- ・内容は、「子育てを支援するステージ ■社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充 ○一時保護改革に向けた取組」を参照してください。

■子どもの健全育成等の促進

○望ましい生活習慣確立のための意識啓発

- ・「生活リズムチェックシート」の活用や「早寝早起き朝ごはん運動」の推進などによる、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。

○児童館活動の促進

- ・子どもへの健全な遊びを提供し、自主性や社会性、創造性など情操を豊かにするとともに、子育て家庭の交流の場としての役割を果たすことができるよう、地域のニーズに応じた児童館等の整備や関係機関相互の連携協力体制の構築などを支援します。

○文化・スポーツ等に親しむ環境の整備

- ・子どもの豊かな感性や創造力などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境整備を図るため、各地域における読み聞かせやブックスタートの推進について、市町村に対し指導や助言を行います。

- ・国際理解や異文化への理解を通じ、グローバル社会で活躍できる国際的な視野を持った人材を育成するための環境整備に取り組みます。
- ・道立の各種文化・体験施設の維持管理に努めるとともに、学習ニーズの変化を踏まえた体験活動の検討を進め、様々な学習の場の充実を図ります。
- ・森林など北海道の豊かな自然環境を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験機会の場を提供するとともに、芸術鑑賞等の優れた文化に触れる機会の充実を図り、地域ぐるみで子どもの社会性や豊かな人間性を育む環境づくりを推進します。
- ・心身のバランスのとれた子どもの発育発達のため、親子でスポーツに親しむ機会の提供を図るなど、気軽にスポーツに取り組むことができる機会の充実を図ります。

○公園、遊び場の整備

- ・北海道の豊かな自然環境を感じながら、子どもたちが遊びの中から社会性などを学ぶ機会を確保するため、公園や河川等の安全性を適宜点検し、安全かつ安心して利用できる公園や遊び場の整備、維持に努めます。

○食育等の普及

- ・保健や教育分野等との連携を深め、全市町村における食育推進計画の策定に向けて、必要な助言等を行い、地域ぐるみでの食育の推進を図ります。
- ・豊かな人間性をはぐくみ、生涯にわたり健康で豊かな生活を実現するため、学校、家庭、地域社会の連携のもと、ライフ・ステージにあった食育の推進を図ります。
- ・子どもの頃から木や森との関わりを通じて豊かな感性と思いやりの心を育むため、子育て世代とその子どもを対象とした木育教室の開催などによる子育て支援や各種情報発信による木育に対する理解の醸成を図ります。
- ・道民の森の活用や木育教室の開催などにより、木製遊具等とふれ親しむ場の創出など、体験学習の機会を充実します。

○学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- ・思春期における様々な悩みを解消するとともに、子どもたちが主体的に考える力を育むため、学校との連携により、ピア・カウンセリングなどを取り入れた健康教育を推進します。

- ・地域における思春期保健活動を推進するため、道立保健所を中心に、市町村や地域の保健関係機関によるネットワーク会議や研修などを開催し、支援体制の整備を図ります。
- ・身近な地域において、思春期のこころとからだの悩み、相談に対応するため、道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」の相談体制を充実します。
- ・性に関する正しい知識の習得や薬物乱用の有害性・危険性に関する正しい知識を身につけ、適切な判断や行動ができる力を育むため、学校における健康教育の充実や全道各地域での薬物乱用防止啓発活動を進めるとともに、学校や関係機関などとの連携のもと、地域が一体となった取組を推進します。

■ 教育環境の整備

○ キャリア教育等の推進

- ・若い世代から学ぶことや働くことの意義を理解し、望ましい勤労観や職業観を育成するため、学校教育における職場体験や本道基幹産業へのインターンシップ等キャリア教育の充実を図ります。
- ・生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するため、生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」の実現を図ります。
- ・「これからの中高づくりに関する指針」に基づき、地域の実情等を考慮しながら、適切な高校配置を進めるとともに、総合学科、単位制、中高一貫教育校などの多様なタイプの高校については、それぞれの特性を生かしながら、その機能を一層発揮できるよう、教育活動の充実を図ります。

○ 地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備

- ・道民に幅広い教育の選択の機会を提供し、本道の教育の質の向上が図られるよう、私立学校への支援に努めます。

○家庭及び社会教育への支援の促進

- ・企業の自主的な家庭教育環境づくりを推進するため、「北海道家庭教育サポート企業」の拡大に取り組みます。
- ・家庭教育における悩みや課題などに対し、臨床心理士による専門的な面接相談など家庭教育相談窓口の体制を整備するほか、地域における親子の学習機会の充実を図るために情報提供に努めるなど、家庭教育の向上に向けた支援体制を整備します。
- ・コミュニティ・スクールの活用などにより、地域住民と学校が連携を深め、地域一体となった学校教育活動の支援体制の整備を進めます。
- ・子どもの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促すため、学校と地域社会との連携のもと、市町村が行う地域の特色を生かした社会体験活動やボランティア活動等の体験活動の情報提供に努めるとともに、ボランティア活動等への積極的な参加を促します。
- ・子どもの健やかな成長を支えるため、異世代間の交流や野外活動、自然体験活動等交流体験活動の場として、道立青少年体験活動支援施設などの維持管理を行います。

○いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備

- ・いじめの問題や不登校児童生徒へのきめ細やかな支援を行うため、警察、適応指導教室、学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。
- ・いじめ・不登校等の早期発見・早期対応に向け、児童生徒や保護者への相談体制の充実を図ります。
- ・引きこもりなど社会との関わりが難しくなった子どもに対し、共感し相談しあえる「メンタルフレンド」を派遣するなど、子どもの意欲や社会との関わりの回復を促し、社会的自立へとつなげていきます。
- ・情報モラルやルールの指導と併せて、携帯電話やインターネット等の危険性についての指導や教員の研修の充実を図ります。

○経済的負担の軽減

- ・経済的な理由から修学を断念せざるを得ない子どもが少なくなるよう、各種奨学金制度等を継続するなど子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、子どもの修学機会の確保に努めます。
- ・国の修学支援新制度の運用状況や課題等を踏まえながら、大学生や高校生等に対する修学支援のあり方などについて検討し、修学機会の確保に努めます。

○木育の推進

- ・子どもたちが学校などの場において、木材や森について学ぶ機会などを通じ、心の安定や豊かな感性を育むことが期待できることから、初任段階教員への木育研修の開催や学校利用木育プログラムの開発などにより、教育における木育活動を推進します。

第6 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 道の推進体制

道では、条例第19条に基づき、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、知事を本部長に、関係部長を本部員とする「北海道人口減少問題対策本部」を設置しており、引き続き、全庁を挙げて少子化対策に取り組みます。

また、「北海道人口減少問題対策本部」の下に、各部関係課長等による「少子化推進部会」を設置し、引き続き、計画の進捗状況などの進行管理等を行います。

(2) 地域における推進体制

少子化対策を推進する上で、地域の特性や実情を踏まえた取組が重要となることから、振興局毎に設置している「少子化対策圏域協議会」において、少子化対策に係る情報交換や検討協議を行うとともに、全道連絡会議の開催などを通じて、関係機関と連携した取組を推進します。

(3) 北海道子どもの未来づくり審議会

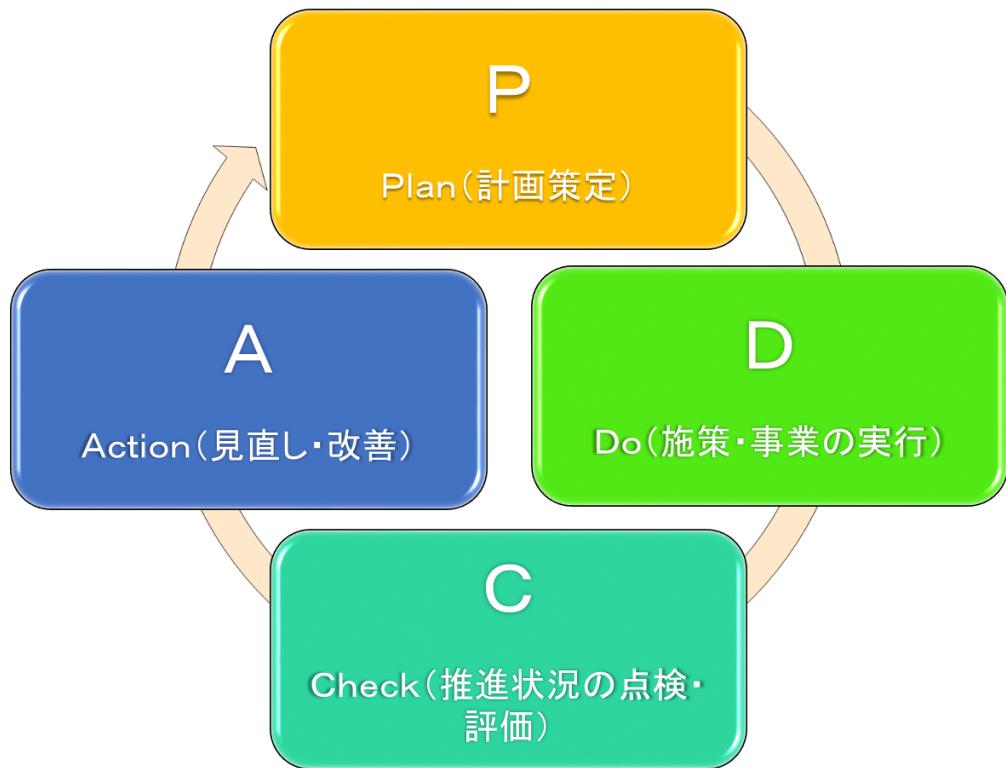
道では、条例第22条に基づき、少子化対策を推進するための知事の諮問機関として、「北海道子どもの未来づくり審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、これまで少子化対策の重要な事項の調査審議等を行っており、今後とも計画の推進状況や施策等の評価などに関して、審議会からの意見をいただき、計画に搭載する施策や事業の進め方などに反映していきます。

2 計画の点検評価

計画の推進状況については、条例第21条に基づき、毎年公表します。

毎年度実施する点検評価に当たっては、各年度の取組や事業指標の達成状況などについて、道民にわかりやすい内容となるよう努めるとともに、道民意識やニーズの変化等を的確に把握するため、必要に応じ、調査等を行います。

また、計画策定・実行・評価・改善（P D C A）のサイクルに基づく点検手法により、施策の内容や取組方法等の不斷の見直しを行います。



この計画は、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」の達成に資するものです。

※2015年9月の国連サミットで「Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ）」が採択され、2030年までの先進国を含む国際社会全体の開発目標として、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められた。